

発 言 者	議 事
議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 松 村 議 員 議 長	〔 3 月 7 日 〕 皆さん、おはようございます。（ 1 0 : 0 0 ） ただいまの出席議員数は 9 名であり、定足数に達しておりますので、きのうに引き続き会議を開きます。 これより議事に入ります。 歳出の質疑を続行します。 それでは、 6 款農林水産業費から 1 2 款災害復旧費まで、ページ数は 5 7 ページから 8 1 ページまでです。 5 番、松村議員 6 8 ページの除雪費なんですけれども、 3 , 0 0 0 万円ほど補正を組んでいますけれども、これは道路とか除雪が入っていない町道があるんですけれども、これはいつごろから除雪に入るのか。 それと、役場で除雪の機械があるんですけれども、今何台ぐらいあるか、ちょっと教えてください。 次に、もう一つ、 7 5 ページです。奨学金、半分ほど減額になっていますけれども、その内容と、保証人は何人つけなければならないのか、また、その保証人は厚沢部町にいる人でないと駄目なのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけれども。 建設水道課長

建設水道課長	除雪費の、まずいつから春明けといいますかやるというのは、二、三日前に土木係と打ち合わせをしまして、一応３月１５日から、今除雪していない５８路線あるんですけれども、うちの直営とそれから業者委託ということで、３月１５日からやる予定をしております。 あとちょっと、何か墓地のところをちょっと早くあけてくれとかというところもちょうとあったので、そういうところは１日ちょこつとやるとかありますけれども、一応３月１５日からです。 それから、役場の機械ですが、今タイヤショベルとダンプの２台で直営で稼働しております。グレーダーもあるんですが、グレーダーのほうはちょっと運転手がいけないものなので、２台で４人で直営班で動いております。 以上です。
議長 教委事務局長	教育委員会事務局長 ７５ページの奨学金の関係ですが、２５２万円今回減額した内容でございます。当初貸付金として９名分を予算計上しておりましたが、実績として３名、内訳が高校２件、大学１件なんですが、９件から３件に実績が減りましたので、相当金額を減額補正したものでございます。 あと、保証人につきましては２名つけていただいて、原則町内に在住の方ということでしております。
議長 松村議員	５番、松村議員 除雪のほうなんですけれども、グレーダーは使っていないということなんですか。それは運転手がいけないということなんでしょうか、それともグレーダーを使えない、どういうことなのか、その辺ちょっと聞きたいんですけれども。

議 長 建 設 水 道 課 長	建設水道課長 グレーダーにつきましては、以前は畑さんが運転しておりましたけれども、畑さんが退職した折に、グレーダーというのはちょっと特殊なんで運転する人がいないというのと、その路線委託かけて、あと直営のほうは4名、今まで6名だったんですけれども、それを4名ということで2台体制ということで変えて、グレーダーのほうについて、何かあったときには動かすんですけれども、動くようには体制は整えているんですけれども、なかなか大きい機械でちょっとやっぱり運転が特殊ということで、グレーダーについては現在は使っておりません。 以上です。
議 長 松 村 議 員	5番、松村議員 そのグレーダーなんですけれども、やはり今年みたいに大変大雪で大変道路もすごく入ってくるのが遅いとか、大変苦情が来たと思いますけれども、やはりそれもこういう事態のときにはやっぱり運転手をちゃんときちっと見つけるというのは変ですけれども、そういう体制をとるようなことはできないんでしょうか。今年はいいんですけれども、今後やはりそういうふうな、ある機械を遊ばせておくというのはちょっと何となく変だなと思うので、今後ともそういうことを考えてやってください。 それと、奨学金のことなんですけれども、保証人2人というのはやっぱり町内の人でないと駄目だということなんですけれども、例えばよそから来て、地元の仕事があって、子供も大きい子供いるだろうけれども、学校に上がる时候になかなか保証人になってくれる人がいないということなんです。それで、親が違う町外にいる人、例えば親に保証人になってもらうとか、そういうことはできないんでしょうか。

議 長 教 委 事 務 局 長	教育委員会事務局長 先ほど回答しましたとおり、一応原則、保証人は町内の方ということでお願いはしているところであります。松村議員おっしゃいますとおり、実際保証人としての責任をとっていただけるような方で、町内におられなくて町外のと、そちらのほうが確実に保証人としての務めを果たしていただけるということであれば、それはケースに応じて運用の中で判断していきたいと思っております。
議 長 建 設 水 道 課 長	建設水道課長 グレーダーにつきましては、運転手さんが、うちの大森君も運転できるんですけれども、なかなかやっぱりちょっと大きいのでなれていないということで、実際グレーダー運転をする方がすぐぱっと出てこないかもわからないんですけれども、一応検討して除雪、そういうときは素早く対応できるように検討していきたいと思います。
議 長 中 山 議 員	1 番、中山議員 今の松村議員の奨学金について、私も何かふだんから、最近は大変町長、奨学金の不用額というのは年々出てきているということで、それと今、松村議員言うように保証人問題、これについてもやっぱりもうちょっと緩和した中でやったほうがいいんでないかなと。なかなか借りづらいというのもあると思うんですよね、そうなるよね。 あとそれと、職員対応の中で、もうちょっと申し込みに行ったときには親切にやっぱり対応するというようなことも、苦情も聞いていますので、その辺についても対応をきちっとしていただきたいなというふうに思います。 それと、ちょっと心配なことなんですけれども、1 つ、建設課長、除雪費、今回 3 , 0 0 0 万

議 長 建設水道課長	円追加したわけですがけれども、これについては私は何も問題ないんですが、職員今何人体制でやっているのか。きのうもちょっと大森君に会ったら、大変顔色も悪く疲れた様子で、どの程度この1、2月残業をやっていたのか。彼は何か雪が降ったときには、何センチ降った、出動どうするというようなことも重要な任務もしているということなので、大変そういう健康面でやっぱり心配だということと、きのうもちょっと酒の席で課長と話したのは、専門職はこういうときになると非常に重労働になると。夏はそうでもないんですが、今の今年ぐらい大雪になったときには、非常に職員の重労働というのは増しているんじゃないかなということで、今年の残業、今までどの程度やって、何ともないのか、労働基準にはまっているのかどうかというのと、2点。 それと、もう一点は、これ教育長のほうなんですけれども、76ページになるんですが、文化財の保護費なんですけれども、今年、保護委員の日額報酬と、それから館城跡の整備検討、大変重要な委員の報酬が不用額が出ているということは、何回会議開いた中で何人の欠席があって、特にこの館城跡の整備検討委員会の会議内容というのは、どの程度の、どのような話し合いになっているのか、それについて説明していただきたいと思います 建設水道課長 うちの運転手につきましては、大森君とそれから高野君、それから、助手で今、伊勢谷君と木村君というのが4名で直営班、2台、ダンプとタイヤショベルで除雪しています。基本的に大森君は主査として各委託業者に出るとかという指示を、大体今年の場合ですと前の日から大体わかっているんですが、やっぱり朝連絡することがあると。皆、今一応4時15分ころ役場に来まして、4時半から8時半まで朝、8時半からは普通勤務ですので、その時間、早出しており
-----------------------	--

議 長 教育委員会主幹	ます。あと、残業も１時間くらいすることもあります。あと、土日、休日出勤しますので、土曜日とか日曜日ですと大体朝４時半からやると大体１１時くらいまでです。どうしても夜５時、６時までやったことも、当然２月１６、１７日とか、そのころはありました。それで、残業につきましては、一応９０時間、休日出勤もありますので朝晩だけじゃなくて、大体９０時間、２月、それから１月はやっております。 確かに最近、大分、１２月からですので疲れもたまってきて、なるべく休めということは言っているんですけども、なかなか休めない状況で、今年は年休もほとんどとっていない状況です。 それで、一応８０時間を超えますと労働基準法の関係で一応面談をして、体に支障がないかということを総務のほうと私のほうで本人に確認して、体調管理、時間も８０時間を超えていますので、体調悪いようであれば控えるようにと。現状運転するかわりの方もちょっといないものなので、そういうことで今年については頑張ってもらっている状況であります。 残業時間は、１月とか２月は９０時間となっています。休日出勤も含めてです。 以上です。 教育委員会主幹 ７６ページの文化財保護費についての質問です。文化財保護委員日額報酬の４万４，０００円の減については、年２回の開催を予定しておりまして、春に１回と３月に１回予定しておりますが、春は文化財をみんなで見にいこうということで、総勢１０人いますけれども３人の参加にとどまったということで、その分の７人分の日額の減額をしているところであります。 次に、館城の整備検討委員会の日額報酬については、年２回を予定しておりましたけれども、
------------------------	--

議 教 育 長 長 議 長	現状今 1 回に減らして、3 月中に何とかやるという予定の中で、1 回分を減額補正をしておるところです。 以上です。 教育長 館城跡の整備事業の今のところの進捗状況ということですが、昨年または今年に入ってから委員会の方とまたお会いする機会もありまして、私のほうで御挨拶かねて御説明した内容につきましては、今のところ、まだ具体的な進める本当に細かいところまでのものはまだ基本計画ではないんですけれども、今のところ拡張現実といいまして、皆さん御存じの館の城跡の全景にいわゆるスマートフォンを掲げて、それを見ることで、その中に拡張といいまして、完全な仮想現実ではないんですが、その中に業者がつくり込んだ以前の館の城跡の様子でありますとか、史跡の解説でありますとか、そういったものを浮かび上がらせるような技術を駆使して、その史跡の内容または保存という形の進め方を今のところ考えております。それについては、スマートフォンである例えば QR コードを映すだけで画像が浮かび上がるようなシステムを考えております。また、さらには今、館に交流館がございますけれども、あそこに若干のいわゆる資料室といいますか、そういったものも用意しながら、きちんとした保全。しかしながら、大きなものをつくると、そのいわゆる改修や保持すること、保存していくことで、それ自体を保存していくことで、またこの後の未来のいわゆる町民に負担をかけることにもなるので、できる限りその金額を抑えた形の今のところ企画を考えております。 以上です。 1 番、中山議員
--	---

中 山 議 員	除雪の体制ですけれども、町長、今年は想定外だと思うんですよね。こちらで町で想定した範囲外の雪の多さということですから、今聞いたところ、課長の説明を聞くと、本当に危険な残業時間で、朝早くから夜遅くまで頑張っているというようなことで、こういう場合にやっぱり夏期間に、大森君だけじゃなくてほかの職員でその操作をできる、さっき松村議員からもあったんですけれども、1台動いていないというようなことであれば、その操作をできるような、夏期間にそういう養成をするという中で、やっぱり職員1人に急激に責務を負わせるというのは、これは非常に危険な状態で、これもし事故起こした場合になると当然町の責任ということになりますので、その辺について、町長、除雪体制をもう少しやっぱりできるように、町民のほうも大変ありがたく感謝しているんですけれども、やはり職員が倒れてしまえばこれ大変なことになりますので、今90時間という大変大幅な残業時間ということでございますので、その辺について、やっぱり町長、これからもうちょっと体制を考えていくべきでないかなということを1点。 今、主幹の説明にあった文化財保護委員会、3人しか出なかったというのは、これ非常に残念ですよね。3人ということは、10人のうち3人ですから、会議が成立しないという状態でないかなと思うんですよ。これやっぱり町内の多分文化財の視察など、それからこれから町の文化財としてどう保護していこうかという会議ですので、私も十分社会教育委員やって踏まえているんですけれども、問題は教育長、今、館城跡の整備計画の重要な時期に来ているのに、2回のもの1回しかやらなかったと、これ大きい問題だと思うんですよ。出席も多分少なかったんでないかなと。ということは、今教育長が説明したような館城跡の今後の整備をどうするかという重要な時期に、これでは、多分実現不可能になってくるんじゃないかと。停滞が停滞していつて、最後やるのかやらないのかわからないような支離滅裂になってしまうんじゃないかなと思うんで、そ
---------	---

議 副 町	の辺の今後について、やはりきちとした方針を出していかないと、今の体制では私は駄目だと、整備できないんじゃないかというふうに思いますので、その辺もう一度答弁していただきたいと思います。 副町長 大雪の職員の労働時間の問題でございますが、今回の大雪というのは本当に過去最高、記録的な大雪でございます。もうこれは災害といってもいいんじゃないかなと思います。 災害時に向けて職員体制をとると、非常時に向けた体制をとるということをとれば本当にいいんですけれども、毎年毎年災害があるわけでもないし、普通の災害であれば職員が交代交代しながらできるんですけれども、特殊な技能者でございますので、かわる者がいないということでございます。そういうことで、毎年毎年ではないということ等も含めまして、体制を増強するとか何とかにはなかなかならないのかなと思います。 ただ、毎月８０時間も超えてくるとなりますと本当に心配されるようなこともございますので、そのあたり、町のやる除雪する場所というのは決まっているんですけれども、それを災害時には民間に委託できないかどうかも含めたような形で、職員の健康等を守っていきいたいなというふうに考えます。
議 町	町長 除雪体制のことですけれども、けさの函館新聞も１面でこの除雪に対する行政の扱いというものが大きく報道されておりました。遅い、それから、これからの作業に間に合うような排雪ができるのかどうかというふうな、市民の生活ばかりじゃなくて、例えば農業の圃場の問題、こういうものも対応できるのかどうかという、大変厳しい報道がなされておる。厚沢部町もその

とおりであります。私どももこういう年というのは、41年ぶりというふうな報道されていますけれども、こういう雪は我々も経験したことのない、国道が3回も交通どめになるというふうな経験ありませんし、毎度毎度来るとは限らない災害であるというように思っております。

そんな中、職員の体制というものは、こういう異常なときに合わせた職員体制というものはもちろんできるものでもないし、私は将来とはいいません、近い将来のうちに、町の現場対応というのは全てやめたいと、全部委託でやりたい、重機等につきましても全部売り払いながら、町内業者の委託でやりたいと、こういうふうに考えております。そんな考え方もありますので、職員の労働環境というものは、そういうときにはじゃ今の職員どうするんだということに当然なりますから、どの程度まで残すのか、こういうことも含めた役場の勤務体制というものをつくっていくと、こういうふうに考えております。

今確かに重機、大きいものは1台、たまには動いていますけれども常時動いていないと。免許は私もあります。ただ、動かしたことはありませんけれども、そんなことで免許はあるんですけれども、なかなか動かすのが、みずからそれに乗って道路を動いたという経験がないものですから。そういう中でうちの今いる職員もなかなか現場で直接ローダーを使って動いたというのは少ないんだろうと思います。そういう中で、できれば夏期間のうちにそういう訓練といいたいでしょうか、そういう作業を伴いながらベテランにしていきたいものだなと思いながらも、今残念ながら正直言って町道の砂利道路というのはいないんです。昔は砂利道路ありましたから、グレーダーがどんどん歩いて成長しましたがけれども、今は農道、林道まで舗装になっていますので、なかなか砂利道で訓練する、大きな山へ行行って山道でやるというなら、これ別でしょうけれども、そういうふうな状況の中で職員の増強的な考え方はもちろん持っていませんし、早い機会に民間委託と

いう方向に全部持っていくと、こういうふうな考え方。それと同時に職員については、その過重な労働時間があるとすれば、そういう対策というのは当然必要になりますから、それも介助しながら対応していきたい、こういうふうに思います。

それから、２点目の館城問題でありますけれども、御案内のように館城跡のいろいろな調査研究、こういうものは委員の大学の先生方、本当の専門家を入れたそういう専門委員会、地元では佐藤館観光協会会長さんが一人だけ入っているというふうな、こういう審議委員会になっていますけれども、前回３人より来ないと。考古学的な調査は終わりました。一昨年でもう全部考古学的調査は館城の調査というのは実際終わりました。あと、それをどうするかという。

それで、文科省のほうからの指導の中では、私、先般道教委のほう、文化財のほうにも行ってきました。行ってきましたけれども、今の城跡をこちらがこうしたい、ああしたいと改善、改良することはできません。じゃ、今のものをどうするかと、どういう方法があるかと。単なる今の現況で保存するという方法よりないわけ。あの中に物を建てるのも駄目、トイレつくるのも駄目、こういうふうな制限の中で新しい、あるいはそういう幾らかでも前のものを復元して、復元する大体材料がないわけですから、材料というよりもそういう地図、当時の設計したものもないし、どういう形していたかも、これもないのが実態です。そんな中で国がオーケーをしないという、こういうふうに指導されております。

ですから、これは、私はどういう状態であのエリアを保管するか、完全にあのエリアを囲って、これが城跡ですというふうな地域設定をきちっと守る、これより方法はないんです。館の方は、城を建てろとか、やれ何とかという話は来ていますが、建てる基本的な考え方が文科省のほうではオーケーしません。そんな状態ですので、私はこの館城というのは確かに保存すべ

き史跡ですから、これはきちっと館城のエリアというものを、ここからここまでと柵なり何なりをしながら、そして大きな案内をしながら、その後、じゃ来た人に何を与えるかというものを考えろと、こうやっていますから。それには、先ほど教育長が言いましたような、いろんな、もともとはこういうふうな状況でなかったのかという、ボタン一つで見られるような、そういう設備もこれから必要であろうというふうな考え方で、これは文科省のほうからの指導の中では、そういう重機導入も、そういうテレビカメラみたいな、そういうこともオーケーよと、こういう話をもらっていますから、そういう中でこれから整備をせざるを得ない、こういうふうに思っています。

ただ、今の城跡に大きな物を建てたり、何か確保するみたいな格好はまずできないということが基本的な考え方ですので。今まで何年も館観光振興会のほうにはその都度お話は申し上げてきましたけれども、なかなか地域の方々はそれを、とにかく城を建ててほしいというふうな意向が強いわけでありましてけれども、それはまずできないんだということをまず理解していただいて、この考古学的場所をきちっとどういう保存するのか、これを先行した整備をしていこうと、こういう考え方でございます。大変貴重な史跡でございますから、ただ投げっ放しは我々も想定しておりませんし、きちっとその中にやっぱり城丘というのは2つの問題があります。町道が2本交差しております。この町道を寄せろと、そういう考え方のようにありますけれども、それはできる話じゃない、1級町道の接管している道路でありますから、それはできませんよということを伝えてありますけれども、なかなかそういう地域住民が求めている復元という、復元は私はしたいんだけど、復元のもとがないということも理解していただきたい。国はやっぱりそれが第一の考え方ですので、そういう中での管理体制が必要だろうということで、今いろいろとそれら

議長 中山議員	を保存する管理計画をしているところであります。 1 番、中山議員 副町長、私さっき指摘したのは、今いる職員に技術をマスターさせるということが必要でないかなというふうに言ったんですけれども、副町長は今の職員体制でやっていくということなんですけれども、先般、災害をよく行政の場合は想定外という言葉を使うんですが、今は例えば50年ぶりのとか100年来というようなことで言われるんですけれども、今度は千年先を見据えたそういうマップなりをつくりなさいというふうになってきて、それは副町長もそういう新聞、最近の報道で見たと思うんですけれども、今言われているように、例えば職員のそういう体制を、私は今いる職員に技術をマスターさせると、グレーダーなり、それから今の除雪機なりを自由に操れるようにやっぱり指導すべきじゃないかなと。やはりいるんですから職員、優秀な職員いるわけですから、そういうふうな方向で進んでいくべきでないかなと。 それともう一つは、今町長、民間に委託というような話を今したんですけれども、何か赤沼地区の話を聞くと、夕方の4時半ころ除雪に来たと。それまでどうしようもないんで、自分でトラクターで除雪して、その隣近所から全部かいてやったりという、そういう現状もあるわけですね。それは多分高齢者事業団が一生懸命やっているそういう除雪体制の一つの方法なのかなと。鶉なんかの場合でも、老人世帯のところは高齢者事業団から頼まれて何軒かを分けて管理してやっている。ですけれども大変なんです、これ、やるほうが。トラクターでかくといったものの、大変国道の頻繁する交通量の中での作業というのは非常に大変なんです。これ、けど、将来はまだまだこういう状態になってくるんでないかなと思うんですよ、高齢化してくるわけですから。
--------------------	--

議 町	私も町長も多分グレーダーの、私もグレーダーの免許は持っていますけれども、やったことではないです、ちょっとさわったことはありますけれども。ですけれども、大変やろうと思えばできると言うんですよ、今の職員体制で。ですから、ぜひともそういう技術をマスターさせてあげたいということを進めていただきたいなというふうに思います。 それと、町長、私去年か今年話したんですけれども、この城跡の問題、もうそろそろきちつとやっぱり最終判断した中で、やっぱりあそこは私たちもお客さんが来たときに、館城跡ありますよと。だけど、行ったときに、教育長ね、何もないんですよ。それをやっぱり何か来たときに、ああ、これが館城跡で、こういうところでこういうことがあったよとかと、物語とかいろいろとそういうものの展示は私はできると言うんですよ。だけど、草原になっていて何もなくてところに連れていったって、何も感動も何も与えられないんですよ。お客様を連れてもいられない。ですから、もう町長、この辺できちんとやっぱり最終判断をした中で、館城跡をどうするというのをやっぱり地域住民とも話した中で、私はもう判断したほうがいいんじゃないかと。これ以上お金をかける必要ないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺についてやっぱり今後期待していますので、そういう最終判断を私はすべきでないかなというふうに思います。 町長 館城につきましては、先ほど申し上げましたように、いかなる方法もないんだということでございまして、これは全委員さん方、例のその検討委員さん方の中で既にいろいろな計画なり予算的なものはじいてくれているようであります。そんな中で、どの程度の範囲までこれ整備ができるのか、これは少なからず文科省のほうとの協議の中で進めざるを得ない。そして、いずれにしても貴重な館城跡ですから、これは来られた方に、ああ何だ何もないんじゃないくて、やはり先
----------------	---

議 副 町 長	ほど教育長から説明しましたようないろいろな整備をしながら、のぞいていただきながら、ああ厚沢部町の城跡というのはこういうものだったんだ、こういうふうな歴史があるんだ、こういう格好してたんだというぐらいのそういうものを整備しよう。 当然あそこにおいでになる方はトイレが必要だ。トイレはあのエリアにつくっちゃいけないと、こういう指導が入っています。だから、あのエリアから外してつくるとなれば、トイレ間に合うのかという心配もしますよ、はっきり言って。だから、そういう場所を選びながら、駐車場をつくりながら、トイレをつくりながら、エリアから外してということになりますと、なかなか連動した史跡跡にならない、こういうのが現状であります。 住民の方々の希望はわかりますけれども、そういうふうな規制の中で今厚沢部町はどういうふうにしてあの城跡を保存するか、そして管理体制をきちっとするかということを、今教育長のほうと詰めておりますから、いずれにしても早いうちにこれらの対応をしたい。新年度予算のほうでもその辺が出てきますので、その際にもひとつよろしく御理解をいただきたい、こういうふうに思います。 副町長 先ほども答えましたけれども、災害のあったときに対応すべき職員体制を整えと、それは理想論ではありますけれども、現実、財政運営からいってなかなか無理があると思います。今4名いるという話でしたけれども、実際の職員は1名で、あと3人は臨時職員でございます。年間通しての臨時職員が1名、そのほか冬場だけの、除雪だけの臨時職員が2名ということでございます。冬場のほうも毎年募集していますけれども、たしか今年も2名募集枠に対して2名しか応募がなかったというように記憶しておりますので、その人たちにさらに教育をといても、来年は
----------------	--

議長 山崎議員	応募してくれるのかどうかもわからないわけですので、そういうことを考えますと、やはり忙しいときにはその分、職員の疲労も考えて、臨時的に民間を頼む。それと、将来的には町長の答弁にあったとおり、全面的な民間委託ということを考えるということだと思います。特に冬場だけ働くということは考えられないわけですし、夏場の仕事も含めて今職員を増強するという話にはならないのかなというふうに思います。 ほかに 6 款農林水産業費から 1 2 款災害復旧費まで、質疑ありませんか。 9 番、山崎議員 6 0 ページの農業後継者育成事業と 3 点ほどまとめて質問いたします。 まず、農業後継者育成事業費が農業実習生作業賃金 1 2 0 万円減額、それから農業実習生研修旅費 2 2 万 9 , 0 0 0 円減額というふうになっておりますが、まず、実習生の対象は何人だったのか、その実習内容というのはどのようなものかを考えていたのか、それから、研修旅費ですから、どこにどのような場所に研修に出かけたのか、まずこの辺のところを第 1 点としてお聞きします。 2 点目でありましたが、7 2 ページ、教育費ですが、通学バスの運行費の関係でありましたが、このたび中学校が統合するということで統合中学校のスクールバスの車庫を新築しました。これが 4 6 5 万円の減額ということでもありますので、この入札に対する業者、それから落札率がどのくらいになっているのかということを、まずお伺いしたいと思います。 それと、その下にあります備品購入費であります、中学校にスクールバスを購入ということでもあります。これも入札と落札がどのくらいに落ちているのか、その内容をお知らせ願いたいと思います。
--------------------	---

議 長 農 林 商 工 課 長	それと、もう一点であります、教育費の教育林の管理費であります、レクの森の遊歩道の草刈り委託料が 22 万 7,000 円は最終の減額であります、レクの森の遊歩道につきましては、私どもは昨年所管事務を行いまして、草刈り業務が足りないということを指摘したという記憶があります。そういうことで、何回ぐらいやって、その実態はどうだったのかということ、まずお願いしたいと思います。 この 3 点について、まずお願いしたいと思います。 農林商工課長 農業後継者育成事業費の農業実習生の質問でございますが、まず、賃金 120 万円減額しております。これにつきましては、農業実習生 1 人を募集しまして、1 年間通じて月額 10 万円をお支払いして、農業に関する実習を行ってもらうと。その対象としましては、優先される実習生としましては農業後継者、いわゆる両親がまだ農業経営をされていて、その子弟となる息子さん、娘さんでも構わないんですが、能力が少し余裕があるということで、ほかにも出ていろいろなことを実習できる場として、活性化センターのほうで土壌、肥料の基礎知識、土壌分析の仕方、また、隣にあります公社に行つて機械の作業などを体験して、行く行くは大型特殊などを取つていただいて、1 年間研修された後、自分の家で就農されるというイメージで研修生を 1 名募集しております。昨年におきましても、おとしには町内の松橋健太郎さんが実習生として 1 年間実習されました。一昨年から募集しておりますけれども、町内ではなかなかそういう方がいらっしゃらないと。お声がけしても、もうやっぱり自分の家でばりばりと働いてもらうという方で、ちょっと実習としては行かせられないという話もありまして、一昨年、昨年につきましては、PR もしたんですけれども応募がなかったと。
----------------------------	--

議 長 教 委 事 務 局 長	1 年間研修している間に、本別町にあります道立農業大学校、こちらで機械と溶接の研修がご ざいます。あと、日程にいろいろ年間スケジュールが組まれていますけれども、滝川市にある道 立花・野菜技術センター、そちらでも短期研修というのがありまして、そちらのほうの研修とあ わせて2回行っていただく旅費というのを、合わせて22万9,000円持っておりますが、研 修生がいなかったということで減額ということになっております。 以上でございます。 教育委員会事務局長 72ページの統合中学校スクールバスの、まず車庫新築工事費465万1,000円の減とい うことでございます。こちらは、バス4台と防災機材の入る仕様でございまして、きのうの答弁 の中にもございましたけれども、予算を要求させていただく段階では、木造にするかプレハブ製 にするかというところを、それぞれどちらでもできるような形で一応想定して進めていきまし て、最終的に木造ということで入札を行いました。入札額が割と木造にしたということで大きく 落ちたということございまして、予算に対比、ちょっと落札率というよりも予算に対してどれ ぐらいの額で落ちたかということにはなるんですけれども、3,500万円ほど予算を見ていた 中で3,100万円ということで、86パーセントでございます。 あと、スクールバスにつきましても2台、四駆を必要とするか、しないかというところで、 当初予算額では四駆も想定しながら予算をいただきましたが、この道南の路面状況等を考えた ときに二駆という仕様で入札をいたしました。結果、1,700万円ほどの予算に対しまして 1,500万円ということで2台落札されて、これも大体85パーセントの執行率になります。 スクールバスにつきましては、町内、それから近隣町、車両販売等を行っている業者さんを指名
----------------------------	--

議長 教育委員会主幹	して入札を行ったところです。 以上です。 教育委員会主幹 78ページの教育委員管理費の委託費の質問でございます。2万7,000円減額となっておりますが、この部分は年1回業者さんに発注した部分の見積もり合わせの執行残をそのまま落としたところであります。その後の維持管理ですけれども、年1回業者さんに発注しておりますけれども、それ以外については直営で石井主査を中心にコーディネーターと、年四、五回刈らなければならない部分ですとか、1回、2回で済む部分それぞれありますけれども、直営で去年は実施をしたところでありまして、なかなか直営では切れない部分も、所管事務長さんの中でも御指摘ありましたけれども、それも受けて新年度では業者に発注する部分も予算要求して御提案を申し上げます。いずれにしましても管理については万全を期して、年間1,000人ぐらいの入場者がいますので、万全を期していきたいと思います。
議長 山崎議員	9番、山崎議員 最初の農業後継者の育成ということで、予算は120万円、22万9,000円ということで、ほとんど評価していないということなんですね、事業としてはやられていないと、そういうことなんで。けれども、実際にいろいろ町長もきのうの一般質問の答弁の中でも言いましたように、新規の就農者が今度30年に見えられるということで、こういうような教育というものが大事なんだろうと思うんですが、ただ後継者の育成というものの考え方がちょっとずれているんじゃないかと思うんですが、その辺は課長、変わった考え方を持つとかはありますか。それと、教育の場所が活性化センターで足りるんですか。

例えば、町長に後からコメントをいただきたいと思うんですが、新規就農者はまるきり今度は農家の子弟じゃないわけで、まるきり、きのうの話でいくと、すごくすばらしい会社の社員をやめて、厚沢部町に来て農家やりたいと、そういう人もあるみたいなことなんで、そういう人方を活性化センターに研修に出して足りるんですか、こういう人方は。目的達成できるのかどうかと、大変私は心配をしています。だから、あれなのかな、やっぱり去年はゼロということは、担い手がゼロだったという意味なのか。それともまた、あそこに行っても何にもならないから行かないよと、そういう意味なのか。それちょっと理解しかねるんですけども。ただ残念なのは、せっかくこういう予算を計上しながら対策を練って担い手育成をしたいという、そういうものに対して応募がないということは、大変残念に思っています。まず、この辺の考え方まずひとつ、整理した考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それと、スクールバスの関係であります。今まで町のいろんな入札業務、物すごい高い落札率、99パーセントとかというのがあるんですが、今回見るとそこそこだなと思うんだけど、例えばその中でいろんな、前段ありましたように56万円の減額がありますけれども、実際に新築工事とか実施設計の委託料、他の機関に委託してあるわけですから、そのときによって鉄筋から木造にするとか何とかというのは簡単なものでないような気がするんだけど、木造に変更したというそういう意味合いもあるんですか。それとも、また事業費に合わせたような格好で、何とか中へおさめてしまったと、そういうような向きもあるんでしょうかね。

それと、例えばスクールバスにしても業者が厚沢部町の会社が落札したというようなことでありますから、それがそういっても2台で予定額に合わせるような格好になったのか。これであれば、落札率85パーセントであれば、今までの他の町のいろんな事業の落札にすれば85でおさ

議 長 農 林 商 工 課 長	まるというのはそうなかったですよ。90、90、もう100パーセント近い落札という、随分うまくいったものだなと不思議な感じを持っています。それは、多分教育委員会ではその辺の指導というか、そういうことがうまく功を奏したのかなと思うんだけど、ある意味ではこれからの町のいろんな事業をしてい上で、このくらいの落札おさまるなら大変ありがたいことだと思うんですけども、もしその辺の特別な戦略があるのであればお聞かせ願いたいと思います。 それと、レクの森の関係でありますけれども、所管事務で指摘しました。1,000人を超えるような人方があそこに出入りをしているという、そういうことでありますので、大変草が、歩道が整備されていないという指摘もありました。実際に年に1回という業者委託、年に1回、それから、それ以上に直営でやっぱりあそこにいる職員方が御苦労されているようでもあります。これで実際的には、教育長でも三上さんでもいいですけども、現場としてはそれで満足いくような状態になっていますか。 これを3点ほどお願いしたいと思います。 農林商工課長 ただいまの質問の農業後継者の育成方法、現在、農業活性化センターにてこのように実習生を募集しまして、農業に関する知識、実習を通じまして栽培技術を学んでいただくと。この方法に関しましては、ほとんどの農家さんでは後継者、多分親方となるお父さん、お母さんに農業とはこういうものだということを学ぶと思いますが、やはり経験と勘だけで学ばれている方が多いと思います。そこを活性化センターにて、やっぱり科学的な実証による農業、やっぱり農業は土壌と肥料、肥培管理、これが一番重要ですので、その中でも農業経営に関する実習というのもこの中のプログラムで組んでおります。
----------------------------	--

議長 教育委員会事務局	今後、新規就農者についても活性化センターにて、これから地域おこし協力隊員の身分として入っていただきますので、両方から賃金、給料を出すことはできませんので、地域おこし協力隊員としての身分のまま活性化センターで1年目研修を受けていただくと。その間には、町内の協力農家さんに篤農家の方に実習生、週に何回か現場での実習というのをしていただきまして、2年目、3年目、活性化センターにあるビニールハウスでもって自分で経営計画を立てていただいて、栽培技術も一緒に実践しながら1年間自分でハウス施設栽培をしていただいて、3年目も同じようにビニールハウスで自分の経営計画を立てた農業経営というのを実践していただいて、そこで見きわめて、3年間という短い期間で長いようでもありますけれども学んでいただいて、皆さんから卒業できて、いっばしの農家さんになれるというお墨つきをいただいた後、町内で就農していただくというような育成の方法を考えております。 教育委員会事務局 局長 2点目のスクールバス等に関する御質問でございます。先ほど私の回答のほうで前提としてお話ししましたとおり、計画していた予算に対して実際実績幾らだったということでの85パーセントということでございます。実際の落札率ということは、当然仕様を示して、その設計額に対して幾らで落札したかということをお尋ねされたと思うんですが、そちらのほう今手元資料ございませんでしたので、私のほうでそのような回答をさせていただきました。 実際、今回これだけ減額が出た要素というのは、先ほどお話ししましたとおり、車庫につきましては木造という建築法を選択したというところで予算的にある程度圧縮された形になりましたし、スクールバスにつきましても四駆が必要か、四駆になるともう金額がすごく大きくなります。それ、厚沢部町、道南の冬期間の路面状況等をいろいろ考えまして二駆でも十分走れる、そ
------------------------	---

議長 教育委員会主幹	んなに起伏も激しいような場所もないので、それでも横滑り防止だとかいろんな仕様を集めまして、ある意味、車両でありますと車種を指定するような形にならないように独自の町側で仕様を作成いたしまして、多くの業者さんに指名参加していただいて入札した結果のこの金額だと思っております。 教育委員会主幹 レク森の遊歩道の管理ということの質問でありました。今年度は、先ほども回答しましたけれども、直営の部分と年1回の業者発注でやっておりましてけれども、当然直営の部分にも限界があると思います。そういう形で、新年度予算の中では業者発注の距離を延長したり、業者発注の回数をふやしたりということで委託費の増額を御提案させていただいております。その中で業者発注の合間に直営が入るなど、きめ細かな管理をしていきたいというふうに考えています。
議長 山崎議員	9番、山崎議員 今遊歩道に関して、私は実際現場でそういう目的に足りるような管理になっているのか、その確認はどうですか。1回業者やり、職員2回やるかもしれない。けれども、実際それでやっぱり満足するような状態になっていますか。そこなんです。ただ、便宜的に3回やりましたと、そういう答えじゃなくて、実際それで、あそこに1,000人の人方が出入りするときに支障のないようにして、あそこ散策できるような、そういう状況下にあったかどうかということ、まず確認をしたいと思います。これ1つお願いします。
議長 山崎議員	山崎議員、質問は3回目ですよ。それだけで。 もう一つは、先ほどの後継者の問題でありますけれども、私ある木間内地区の関係する人が新たに厚沢部町に来て農業をやりたいという、そういう意気込みだということなんです。その

議 長 農 林 商 工 課 長	辺聞いてみると、何か東京の証券会社とかに勤めている物すごい優秀な人で高い給料もらっている、それをやめて厚沢部町に来るといふ。そして、実際に奥さんの兄貴とも実はちょっと面識あるんですが、お話しすることができました。大変に一生懸命みたいなんです。ぜひ私どもとしましては、そういう方に厚沢部町に来て成功してもらいたいんですよ。ただ老後、厚沢部町で楽しく過ごすんじゃなくて、一つの事業として成功してもらいたいんですよ。それに対して、やっぱり我々も何としても応援したいというふうに、そんな気持ちがあります。けども、多分その人はすばらしい人だと思うし、証券会社でばりばりやっている人であるわけですから、その受け皿が果たして本当に研修というようなことになるのかなと思うんですよ。 もう一つは、やっぱり私自身も経験あるんですけども、私自身は高校時代、遠浅というところの大きな酪農家に入って1カ月とか搾られてきたんですが、それは学ぶべきところは、やっぱりその主人の人格であるとか、そういう経営能力なんですよ。だから、そういうことからすると、果たして今の活性化センターの中にそういう指導者がいるかという、私は何かしら疑問に思います。一生懸命作業してくれている若い人はいっぱいいますけれども、ただ指導というふうになるとどうかなという、そういう感じを持っています。場合によっては、例えば本別町にある農業大学校であると、それともどこかの大学に短期間入れるとか、何かそういうようなことも考えたほうがいいかなというふうに思ったりもしていますので、その辺、2点についてちょっとお願いします。 これで3回目ですから、終わりますけれども。 農林商工課長 農業後継者の件に関しまして、木間内の証券会社を退職されて厚沢部町で就農されたいという
-------------------------------	--

議 教 育 長	方につきましては、私が直接面接しております。やはり証券会社という一部上場企業に勤めていて、これから農業をやる方に対して、いい悪いを面接するのではなく、農業をしていただくということで、そのとき面接した際には私からも、これまでのキャリアは捨てて一からやってくださいと。やはり道内においても新規就農者は、そういう一部上場企業などに勤められて農業をやりたいといって来る方がいるんですけれども、よく聞く話はキャリアが邪魔をすると。ですから、やはり農業、体資本で体力勝負だということもあります。でも、やはり農業経営については井勘定ではいけないので、今までの経験をちゃんと収支勘定合うようにということでお話しして、面接を終わらせていただきました。必ずや厚沢部町で農業を自分の職業として成功させていくということで、私たちも本人にお約束していますし、そのための支援、バックアップの協力は惜しまないということしております。 じゃ、そこまでバックアップどうやってできるのかということで、この春から活性化センター、今職員が欠員1人を抱えながら行ってまいりましたが、4月から農業改良普及センターの職員、もう退職されているんですが、その方を新たに雇用しまして、先ほど言いましたやっぱり科学の実証に基づくNPKとは何かとか、土壌に関する基礎知識などを、最初本人に研修を受けながら基礎の知識の吸収とあわせて現場での実際の体の使い方だとか体験していくために、篤農家さん、まだこれから依頼することにはなるんですが、そういう方に協力をお願いしまして、座学になりますけれども、座学と現場での経験を生かして、何とか厚沢部町で就農を成功させていきたいというふうに考えております。 教育長 議員の土橋自然観察教育林の保全のあり方についての御質問ですけれども、まさに御質問いた
----------------------------------	--

山崎委員 議長 町長	だきながら、また御意見もいただいているというふうに承りました。おっしゃるとおり、実はこの土橋自然観察教育林連絡協議会というのが、立ち上がってから間もなく１０年になるそうなんです。そこのいわゆる自然保護の考え方が、いわゆる自然は自然のままにという形で、例えば倒木、木が折れて倒れました、それが人が通るのに大きな差し支えがなければそのままにといったような考え方での保全の仕方なんだそうです。ですから、ちょうど遊歩道の周りの草を刈るに当たってもそこを勘案しながらの刈り方なので、見方の角度によっては非常にこれは本当に保全をしているのか、全くしていないのではないのかといった、議員のおっしゃるような指摘も私も聞いております。また、逆の見方、今言ったような連絡協議会の考え方のように、自然のままに、できる限り自然のままに、そういうことでいろんな動植物、また昆虫も含めて、そういった類いまでも自然のままで保全された環境というのは、なかなかこれは実は珍しいのだということでのまた賛同というか指摘もいただいております。 しかしながら、教育委員会の考えといたしましても、また、町のいわゆる観光とのつながりも密接なものでありまして、そのところはしっかりと教育委員会といたしましても改めて考えをしっかりと具体的にして、改めてこの保全の仕方は進めていきたいと考えております。 以上です。 議長、申しわけないんですけども、農業の新規就農者、課長の説明で答弁しましたけれども、町長のほうからも、今新規就農者受け入れに当たってすごい覚悟して厚沢部町に来るわけですから、そういうことでもしコメントありましたらお願いします。 町長 当町にとりましては大変重要かつ私はこの農業後継者というのは大事なことだというふうに認
---	---

識をしております。今来られる方々、いろいろ課長が面接しましたがけれども、実はその前に本人、厚沢部町においでになったとき私もお会いしております。いろいろお話をしている中で、いい覚悟の中で来るんだなというふうな捉え方、そして私はそのときに全く素人はだしで来る方というのは、大体自分の金がなくなれば、底ついで帰るのが通例なんです。ですけれども、今回来られる方とお話しのときには、そういうふうな、まず条件が非常にいい方であると。まず自分の奥さんの家族の農地が今現在あって、それは金を出して買うんじゃなくて自分のものですから、それは自由に今度使えるようになる。技術さえ伴えば自分で使える、そういうふうな方。なお、また、退職前の段階なんです、金はあなた持っているのかと言ったら、金はあると、こういうふうな備えのした、そういう考え方の方であります。

私はやはり、これは農業後継者というのも、今なぜ活性化センターかというと、活性化センターで基礎的なことを、今新しく来る農業改良普及員が所長になりますから、その方からいろいろ習いながら、その人は直接農業をやるかどうかわかりません。技術さえ覚えてしまうと、経営も成り立つし、自分が事業化もできます。こういうふうな、その人のそれぞれの幅の中で厚沢部町の農業というものを生かしていただければいい、こういうふうに考えますと、私は直接、大根つける、芋つける、ハウスの中でどうのじゃなくて、その人は農業という根幹的なものを知ったときに、じゃどういう提言をするのか、会社にしてしまうのか、あるいは雇い入れをしながら自分が社長になるのか、こういうことはいろいろなことが選べるわけですから、ぜひそういう闊達な農家になってほしいと、こういうふうな思いの中で、ぜひ喜んで迎え入れますよと、こういう考え方であります。

この実習生あるいは研修旅費は、今年度は残しましたがけれども、残念ながら山崎議員言われる

		ように、ただ応募を求めただけではなかなか入ってこない。これは実際的には研修という言葉と、あるいはみずから働くということは全然違います。公社のほうには入るけれども、活性化センターのほうには実習にはなかなか入ってこないと。こういうふうな、これは当然所得の問題が絡むことですから、そういうことになるだろうと思います。そういう実態の中で、今１人、２人がそういう感覚の持ち主が来るということですから、私は大いに期待をしながら、そして、農協、行政、こういうものはいろいろとアドバイスをしながら助けてあげたい、こういうふうに思います。 御存じのように、既に赤沼の阿部さんという方はもう一人前になりました、３年過ぎて。どんどん生産物も販売しています。こういうふうになっていただければ私は最高の成果だろうと、こういうふうに思っているところであります。
議	長	議事の途中ですが、１１時２５分まで休憩します。（１１：１０）
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。（１１：２５）
議	長	議事を続行いたします。
議	長	歳出の質疑を続行いたします。
議	長	それでは、６款農林水産業費から１２款災害復旧費まで、ページ数は５７ページから８１ページまでです。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第８号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	り) 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号平成 2 9 年度厚沢部町一般会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 7 議案第 9 号平成 2 9 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	長	議案第 9 号の平成 2 9 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について、質疑ありませんか。8 ページから 3 9 ページまでです。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 9 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号平成 2 9 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 8 議案第 1 0 号平成 2 9 年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計補正予算、議題としま

議	長	す。
議	長	議案の説明を求めます。
保 健 福 祉 課 長	保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長
		議案第 1 0 号の平成 2 9 年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について、質疑ありませんか。ページ数は 5 ページから 1 1 ページまでです。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 1 0 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 1 0 号平成 2 9 年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 9 議案第 1 1 号平成 2 9 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	保 健 福 祉 課 長	議案第 1 1 号の平成 2 9 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）

議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について、質疑ありませんか。7ページから24ページまでです。質疑ありませんか。
議	長	6番、下川部議員
下川部議員		20ページの審査支払手数料になるんですが、この内訳をちょっと詳しく説明願います。
議	長	保健福祉課長
保健福祉課長		審査支払手数料というものでありますけれども、これ介護給付費等がかかったとき、それを審査機関のほうに審査していただくための手数料でありまして、件数等、そこまではちょっと今持っていないんですよ。後ほどよろしいですか。
議	長	それでは、午後から、この分については答弁いたします。
議	長	6番、下川部議員
下川部議員		もうちょっと詳しく審査の内容を、詳細を詳しく教えてくださいと言ったので、どういった方が審査対象でとか、そういったことも詳しく説明願います。
議	長	保健福祉課長
保健福祉課長		介護給付費を使う方がいますので、そういう方たちの各項目について審査するところでありますが、その辺につきましても後ほど一緒に説明いたします。
議	長	今説明できないんですか。
保健福祉課長		後ほどいいですか。
議	長	ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	それでは、質疑を終結します。

議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 1 1 号、原案どおり決したいと思います。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 1 1 号平成 2 9 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 0 議案第 1 2 号平成 2 9 年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	議案第 1 2 号の平成 2 9 年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容について説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について、質疑ありませんか。6 ページから 1 5 ページまでです。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 1 2 号、原案どおり決したいと思います。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１２号平成２９年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１１ 議案第１３号平成２９年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長		議案第１３号の平成２９年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）の内容について説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について、質疑ありませんか。５ページから１３ページまでです。
議	長	３番、高田議員
高田議員		ページ数で言うと８ページのところの不動産の売払収入２１万８，０００円と出ているんですけども、この内容を教えてください。
議	長	建設水道課長
建設水道課長		８ページの２１万８，０００円、町有地売払収入ですが、今この道道乙部厚沢部線の冠水対策でかさ上げをしようとしている、ちょうど江差町との境のところなんですけれども、そのところのうちの処理場に上っていく道路の一部がこの冠水対策でかさ上げするときに必要になるということで、６８平米、赤沼１番地４号、土地６８平米、約２０坪ですが、これを北海道に売り払った代金となります。 以上です。

議	長	ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１３号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１３号平成２９年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１２ 議案第１４号平成２９年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	病院事務長
国保病院事務長		議案第１４号の平成２９年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	議事の途中ですが、休憩して昼食といたします。午後は１時から再開いたします。（１２：０２）
議	長	午前中に引き続き会議を開きます。（１３：００）
議	長	議事を続行いたします。
議	長	それでは、説明が終わりましたので、収入支出全般について質疑ありませんか。ページ数は、１３ページから１６ページまでです。
議	長	１０番、佐々木議員

佐々木議員	2 ページです。職員給与が 3 億 2, 0 0 0 万円ほどそうして、この一つには佐々木医院長が給与分は当初懇談とかそういった中では、きちっと最低限給与費分ぐらいは確保していくんだというような方針で病院経営しているわけですが、そういった中で院内の改革方針、そしてまた何か改善計画とかそういうようなことも示されていたけれども、その経緯。あわせて南医療圏病床削減はどういうふうなところまで状況になっているんだという部分について、詳しく説明していただければというふうに思います。
議長 国保病院事務長	病院事務長 今の佐々木議員さんのほうから質問あった事項ですけれども、職員給与費、2 ページを御覧になって今質問上げられたと思いますけれども、御指摘のとおり 3 億 3, 6 0 0 万円ということで、ほぼ人件費については毎年 3 億 2, 0 0 0 万円から 3, 0 0 0 万円ということになっていて、それに対して医業収入も 3 億円ということで上げられると一般会計の繰り出しも本当に少なくて済むところでございますけれども、実際のところ 2 8 年度実績ベースでも 2 億 3, 0 0 0 万円ぐらい、今年度に対しても一応補正も昨年度と同額程度の一般会計の繰り入れをお願いしている状況ですので、収入としましてはほぼ昨年度と同じような状況ということで推移している事実でございます。 ただ、入院の部分については、先般私のほうから説明を何度もしている状況ですけれども、まずは入院の人数に関しまして医業収入の約 6 割から 7 割を占めていくということですので、入院のまず人数を何とか上げていくような形で取り組みたいというところで、実質的に延べ患者数については実際おとといぐらいで 2 7 人入院、その前に一旦 3 0 人ぐらいという数字は出ているんですけれども、絶えずこの状況での人数の平均を維持してきているわけではございません。なの

で、介護と連携した形での今後レスパイト入院とかそういうもの、今うちでも実際のところ受け入れは行っていますけれども、そういう部分をふやしながら、入院患者の増を目指して職員の中でも数字を上げて頑張っていこうということで話している現状でございます。

それと、もう一つなんですけれども、病院の改革プランに基づく地域医療構想との兼ね合いなんですけれども、こちらも何度か説明はさせていただいているんですけれども、当初、檜山の許可病床、南檜山圏域の許可病床４３０ぐらいですか、それを２３０ぐらいに落とすという最初数字が出されています。ただ、道のスタンスも今変わってきておりまして、各病院の当然経営がありきの数字なものですから、この数字については当初そういう南檜山圏域の協議会、町長を委員として出席する、そういうところである程度審議して決めていくという話ではあったんですけれども、今のところ各病院の実態を今調査するというかアンケートとか、今後の転換の希望があるとか、そういうような要望調査を進めながら、今後２０２５に向けて徐々に段階を踏んで、年２回、３回そういう部会とかも開いていますので、そういう部分で協議をいただきながら進めていくというところでございます。

うちの病院に関しましては国も当然今指摘をしてきているところでございますけれども、休床している病床もしくは未稼働の病床、こういう部分については今後結局再稼働が図れないとかという部分であるのであれば、何とか考慮した形で病床削減する方向へというような意向を示しているんですけれども、うちのほうでも今単純に病床数を減らすのは、すぐ手を挙げて減らすことはできるんですけれども、国も今後各医療圏域の中で安易に病床を下げるというような部分で手を挙げてくるところはそうそう簡単に出てこないと思いますので、国のそういう有利な政策とか、そういう部分でもし転換に対する補助金であったり交付税の優遇措置であったり、そうい

議 長 佐々木議員	う部分の兼ね合いを見ながらタイミングを見計らってこの療養の24については多分再稼働ということについては多分難しいと思いますので、そういう部会とかの情報を得ながら、タイミングを見計らいながら協議させていただきたいと思っているところでございます。 以上です。 10番、佐々木議員 事務長から説明あった部分で、そういった中でやっぱり一番の元締めである財政出動はきちっとした中でも町民の医療を確保していくんだという、町長は以前そういった答弁しています。そういった流れを受けて医師先生方と常日ごろどういったコンタクトをして改善、いい方向に向けて、住民サービスも含めた会話といいますか、そういったコンタクトをどのような頻度で行っておられるのか、町長から詳しく丁寧に御説明のほどお願いします。
議 長 国保病院事務長	病院事務長 病院内部で、まず院長の考えと今現状の考えといたしましては、まず病院機能としては町が今までやってきたとおり、まず病院のあり方というのは、まず救急で何かあったときに近くに見える病院があることがまず第一だと、それを行政が行うことが第一じゃないかということがまず1点です。 あとは、救急のほかに国が今示してきているのは、かかりつけ医を近くに持ちなさいということをもまず第一優先としてきております。市立函館病院につきましても地域支援病院の認可ということで4月から受けるそうなので、こちらも前にお話ししたと思うんですけども、急性期の病院についてある一定の病床数以上の大規模病院については、5,000円なり何かしらの自己負担を病院にかかったときにただで取られてしまうという、飛び込みで入った場合なんですけれど

議 議 町	も、そういうことがあります。ただ、今までは函病については1,080円しか取っていなかったんですけれども、4月からその指定をきちんと受ける形になるので、今度飛び込みで入ったときには5,400円黙っていてもかかってしまうというような状況になります。そのためにも近くにやはりそういうかかりつけの病院が必要だという。 救急で入ったときもそうです。救急で病院に運ばれたときにも、その方の処方されている薬、何を投薬しているかとか、そういう部分を確認できなければ、先生も治療的なものにすごい支障を生じるような形の状況になっております。なので、患者さん、何かあったときに私からも町民の方には、ちょっとそういう話をするときにはお話しさせていただいているんですけれども、なるべくは近くにかかりつけ医を持つということをまず第一優先としてほしいと。うちの病院を使っただけのんであれば、できる限り診られる範囲のものは当然診ますし、紹介していかなければならないような患者さんについては、それなりの病院について意見書なりそういうもの、紹介状を出すような形であっせんしたいと思っていますので、それぞれの立ち位置で自分の住民の方の医療体制というか医療サービスを提供していくということ。 救急と、まずそういうかかりつけを何とか近くでふやすということがまず優先ということで考えております。 以上です。 町長のほうから医師との関係の話をお願いします。 町長、どうぞ。 病院会計につきましては、今補正のほうでも見ておわかりのように大変厳しい経営をしているということは事実であります。それも予算書の3ページを見ればすぐわかりますように、一般会
----------------------	--

計、そして医業外収益が医業収益よりも上回っていると、こういうふうな実態の病院ですから、まず最初から大赤字の病院であると、こういうふうなことが歴然としているわけであります。

そんな中、病院、すなわち厚沢部町における医療体制というものは、これは医療のない町はまず町としての機能が薄れるというふうな、まずそういうふうな感覚の中で、ぜひ病院はこれからも守りたいというふうな考え方、そういうふうな考え方に変わりありませんし、厚沢部町の病院は他町の病院がなくなっても、これからも道立と提携しながらもこの厚沢部病院は守っていくというふうな考え方、これもドクターあるいは医療職の人間もそれぞれ院内会議等で確認合いをしているところであります。

しかしながら、今国保病院の現状を見ますと、例えば国保に加入されている患者さんの7割は厚沢部の国保病院にかかっておらない。3割よりかかっておらないというふうな現状の中で、これは病室を満杯に、あるいは外来を160人なんていう話はまず毛頭無理な話であります。そんな状況の中で今ドクター3人おるわけであります。この3人のドクターの中でそれぞれ輪番制をとりながらも日常の受診をしているところでございますけれども、いずれにしてもこの病院というものは経営を考えるとときには、入院が6割、7割入らなければペイをしないというのが、これ原則であります。ですから、厚沢部町の場合はこの国保病院の入院というものは、まだ20台から30台すれすれの当たりの入院をもっていると、これもう当然赤字の話であります。ドクターにはなるべく入院をふやせということで、道立からの受け入れもするようにと、こういう話をしているわけですが、なかなか思うような人数が埋まっていない。

ただ、言えることは厚沢部町の国保病院の医療体制というのは100パーセントであります。病院の運営の中での体制、看護師あるいは検査、あるいは薬局、こういうものの医療体制の中で

は一応 100 パーセント。レントゲン等では臨時で賄っているケースもありますけれども、職員体制というのはまず道内でも 2 カ所、中富良野町の厚沢部町、これが体制の整っているたった 2 カ所の国保病院であります。そういう体制が整いながらも患者を呼んでこれないという、大変もどかしい話であります。そこにはいろいろと長い間の病院の経緯の中で患者が寄り付かない、あるいはなかなか厚沢部町の病院にはかかれないと、こういうふうな経緯があるんだと思いますけれども、いずれにしても今病院職員こぞって患者受け入れの体制をするようにということで、院内会議等で十分今協議を進めておるところでありますし、かつて 2 年、3 年ほど前から医療の専門家を入れて、いろいろ厚沢部町の病院の盲点をいろいろ出してもらって、そういう方面を改善すると、こういうところまでやってきました。それも実効性が上がるのは徐々にということでしょうから、急に 1 年、2 年でそっとよくなるという話にはならないと思いますけれども、そういう対策をしながら、厚沢部町のこれからの国保病院の運営につきましてもそういう方面に力を入れて患者を、町内の患者はもう少なくとも 70 パーセント、80 パーセントの患者を受け入れるぐらいに、そういう対策を講じながら進めて運営していきたいと、こういうふうに思っておるところでございます。

ドクターについては、今正直言って 3 人のドクターの中で内科、外科それぞれ担当している者には、かなり無理をかけて土曜日でも日曜日でも回診対策をしております。それとなお、これからの中では、やはりこういう町ですから往診という、独居老人あるいは老老介護家庭の往診、訪問医療というものの力もこれから入れていかなければいけない、そういうふうな考え方の中で職員そのものが考え方をきちんとしなければ、こういう行動はできませんし、病院のいい方向での町民からの受けというものがなくなると、こういうふうに考えておりますから、病院の医療職は別と

議 議 山 崎 議 員 議	しても事務職先頭になって、そういう行動をしていただくと、これが大事だろうというふうに思っております。 いずれにしても今いるドクターについては、内科、外科ともども今後も厚沢部町のお世話になりたいと、つい、おとといも私の家へ来られて熱心な話をされておりますので、このドクターにもさらなる努力をしていただくと。そして、ドクターも現在努力をしており、障害者の認定医の試験まで取ってきました。先日帰ってまいりまして、私のほうへ復命が出ていました。今度は町内の障害認定の認定医となりますから、よその病院のほうへ行かなくても厚沢部町の国保病院でも認定ができるというふうなところまで来ております。ドクターもその辺もいろいろと努力しておりますが、恐らく住民の方々にもその辺が理解していただけるのではなかろうかと、こういうふうに思っております。 いずれにしてもこの決算を出す段階で大変我々も苦慮しておりますけれども、こういう中で一層の病院経営あるいは運営についての努力をさせていただくと、こういうふうに思っております。 ほかに、収入支出全般について質疑ありませんか。 9 番、山崎議員 まず、13 ページには収益的収入支出の説明がありました。それで、2 億 3, 167 万 9, 000 円一般会計から持ち出しということ、補助金というような形であります。それで、ちょっとお伺いしますが、近々例えば 5 年くらい先から、この一般会計からの持ち出しがどういうふうな変化があるか、ちょっとそれ紹介できますか。 病院事務長
---	--

国保病院事務長 議 長 山 崎 議 員	今、山崎議員のほうから質問ありました一般会計の繰り入れについてでございます。２３年度から一応説明させていただきます。これはちょっと総括で出してしまっているのも、もしかしたら改良費含んでのちょっと額になっているので、その辺もちょっと御了承いただきたいと思います。 平成２４年度で２億５，８００万円、２５年度で２億３，５００万円、２６年度で２億３，７００万円、２７年度で２億２，２００万円、２８年度２億１，０００万円というほぼ形で推移しております。 以上です。 ９番、山崎議員 実は、２月の後半に鶉の町内会主催しました敬老会に、院長先生にお越しいただきました。そのときに院長先生のお話は、今までこういうこと、こういう話は余りいろんな町民の前でお話することはなかったんですが、実は院長先生がいろいろ話、この話だけはしなさいという指示が受けたということで挨拶で言っていました。実際は赤字ですと。そして、一般会計からかなり多額の税金が投入されて今病院経営をしていると。ぜひだからそういう意味でも、皆さんどうぞ厚沢部町の国保病院を自分のほとんどかかりつけ医というような、そういう形で気軽に来てくださいと。そうすることによって病院がよくなるんですよと。そういう先生、お話ししていました。 私は、今まで病院のあり方委員会とか、いろんな形で行政の支援をいただきながら病院改革してきたというふうに思っています。しかしながら、今紹介ありましたように、２億２，０００万円、３，０００万円、５，０００万円、こういう持ち出しが変わってないような気がします。当初私どもは、ここに進藤さんもいらっしゃいますけれども、監査委員にしたときは、もう２億
--	---

議 長	6, 000万円、7, 000万円の持ち出しがありました。そして院長の交際費がそれでおさまらなくて、違うほうに手をつけてまで盛んにやると、そういう現実を見て何とか改革しなければならないなというふうに思っていました。それが幾らかずつ直ってきたわけではありますが、まだまだ持ち出しがこのとおりであります。 ですから、私たちの改善方策としては、やっぱり病院の先生もそうです、それから看護師さんもそうだと思うから、やっぱりそれは今私紹介しましたように、院長先生の考え方のように、町民からの税金を使ってこの病院はようやく今こういうふうにして存続しているということを、やっぱり肌から感覚的に持ってほしいと思うんですよ。そして、みずから改革してほしいと思うんです。そうでないと大変だと思います。 そして、町長は町政執行の中に経済のあり方については「入るを量りて出ずるを為す」という、こういう精神でやるんだと。だけど、収入のないところから、それ以上のものを今病院はかけているわけですから、本来であればこういう経済感覚というのはあり得ないんですよ。けども、やっぱり今いろいろお話ありましたように、厚沢部町が存続する以上は、この医療を何としても守り切っていかなければならないわけでしょう。けども、前半にありましたように、だんだん人口が減っていくし、地方交付税、前年度ベースで実際今のところ2パーセント減るよというようなことまで予想しているわけでしょう。だから、財政がだんだん厳しくなる。だから、それをやっぱり一般会計から持ち出しを少しでも各部署で努力して少なくしてもらおうという最善をやっぱり尽くしてもらわないと、なかなか財政的には守り切れなくなる可能性があると思うんです。いま一度どうですか、病院の大改革をするという意思、ありませんか。 病院事務長
------------	---

国保病院事務長	いずれにしても町も懐一つの中から病院のほうに毎年こういう２億円ということでお金を拠出していただいている状況です。町長も先般からお話ししていると思いますとおり、水道であったり、箱物であったり、町の支出については近年大変お金がかかってきている状況で、それに対する借金も莫大になってきているという状態で、はっきり言って病院にいつまで町のほうからお金を出していただけるかという形について、非常に心苦しいところがあります。 ただ、職員についても、一つについては雇用の場ということで雇用確保している部分もございます。医療の提供ということだけではなく介護の部分の主治医とか介護施設の回診であったり、そういうさまざまな部分についても、病院が医療以外の部分で担っているという部分もございます。ただ、やはり町がある程度もうこれ以上は病院のほうにお金を出せないというような話になるのであれば、やはりそれなりのダウンサイジングであったり、職員を減らして病床規模を減らすとかというような方策に動いていかなければならないと思っています。職員についても当然何かの話があったときについては、町がもしそういうことで財源的に非常に厳しいということになったら、そういうふうな方向性も考えられるよという話はしておりますので、そういうところをちょっと肝に銘じながら、今おっしゃられたとおり職員一丸となって少しでもやはり町民の方に利用していただけるような病院にしていきたいと思っていますところ です。 以上です。 町長 大改革、こういう状態ですから、今の公営企業法の中でいくと当然大改革が必要な状態であり ます。そういう大改革が必要でありますけれども、ただ今国の厚労省の動きの中で、先ほどお話 がありましたように、それぞれの今町で持っている病院の病床数の稼働によって病院を縮小する
議 町	長

という基本的な考え方がございます。ですから、今このままいきますと、うちの病院も病床数が3分の2あいているわけですから、今の病院から3分の2をカットしたらどういう病院になるか、少なくとも診療所並みになってしまう。そういう方針が国の方針として今出ているわけですから、それをいつの段階までにきちっと病院という名のもとの入院患者をきちっと確保できるか、こういう喫緊の努力目標があるわけで、そういう努力目標の中でこの病院を守るとすれば、やはり入院患者というものをきちっと受け入れした中で、今交付税が交付されるような、あくまでも稼働しているベッド以外は出ませんので、そういうことからいきますと従来からの3分の1以下に次の交付税がもう落ち込んでおるわけで、そういうことも含めて向こう3年までにきちっとこの体制を考え直すということが大事であります。

そういう危機感を持ちながら、大改革という言葉どおりになるかどうかわかりませんが、いずれにしてもそのような内部的には大きな改革をせざるを得ない、こういうふうな状況にありますので、その節になりますと、南桧山地区あるいは北海道地区の医療対策会議の中では、おのずから厚沢部町はこうというような指示をされてくるわけですから、そういう段階までにいち早く今の体制を守れるかどうかというのが、これからの大きな課題でありますから、そういう面も職員こぞって認識しながら、ドクターは今のところ一生懸命やりますとは言っていますけれども、さっぱり患者ふえないなということで私は皮肉を言っていますけれども、いずれにしてもそういうドクターを巻き込んで一生懸命そういう患者確保の体制をしなければならない。

それと同時に、まだ私どもは病院の中での町民にPRが不足であるという面があります。それはどういうことかと申しますと、今同じ病気で仮に函館市の病院へ行く、厚沢部町の病院へ来る、こういう患者さんおります。今は同じ病状で函館市の函病、五病、中央病院、こういう大き

議 長 山 崎 議 員	な病院に行きますと医療費というのが3割ないし4割の加算があります、向こうは。だから、同じ病気で行っても、同じ薬もらっても、向こうはそれだけ医療単価が高い、そういうことが地元の人はまだわかっていない。したがって、どんどん函館へ出るというふうな。これは国保会計に全部影響してくるわけですから、こういう面をきちっと町民の方々にもわかるような対策をしていかなければいけない。そういう面で今7割の方が函館方面、道立のほうへ出ているという、こういう患者は少なからず国保会計に大きな影響を及ぼしていると、こういうことでございますから、そっちの方面も住民に強くその辺の理解をしていただくようなPR方必要であろうと、このように思っております。 この前、鶴敬老会の中で院長が言っている言葉も、そういうことを含めた物の言い方なわけです。ぜひ高い病院へ行かなくても、同じ治療しても厚沢部町でやると2割も3割も安いんですよと、いろいろな場所を通じてそういうふうに院長のほうからもそういうことをお知らせしながら、住民をとにかく厚沢部町の国保病院でまず受けてみてください、こういうお願いをしているところでございます。そういうことも含めて、これからは各町民にはそういうふうなPRは必要であるなというふうに思っているところでありますし、職員もこぞってそういう方向で物事を進めていきたい、こういうふうに思っているところであります。 9 番、山崎議員 私はちょっと大改革なんて大きなこと言いましたけれども、私は改革の一旦は病院だけじゃなくて、今町長が言いましたように、70パーセントが町外の病院、国保を利用してやっているということ。これがもし50パーセントとか30パーセントとか逆転という格好になったら、私は病院経営もかなり変わってくるだろうと思います。その辺のところは、やっぱり病院だけを責め
------------------------	--

るのではなくて、我々みずからがやっぱりそういう考えを持たなければならないと、そんな気持ちでいます。

そういうことで、今高齢者の人方の中に病院だけでなく、やっぱりこういう実は動きがあるんです。いろいろなところに集まって、いろいろ話をしたいんだと。それが結局、在宅というのか、何かそうい意味合いもあるのかもしれないんですけども、何かそういうふうな場所があって、例えば行って気晴らしにするとか、サロンのようなそういうところがあればいいですねという、そういう要望がたくさんあるみたいです。厚沢部町にはふれあいセンターとかいろいろあるんですけども、ああいうものじゃなくて、何か昔の喫茶店みたいなもので、もしあっていただければ、そこに皆さんがちょっと寄って、いろんな話をするとかして。かつては病院にそういうサロンみたいな、何か気楽に寄って、お茶でもいただきながらいろんな話をしたとか、一時そういう議論をしたことが私記憶していますが、ぜひそういうことを実現していただければ、そこにまた病院の先生方がちょっと顔を出してもらっていろんな相談に乗るとかというのが、やっぱり一つ病院が大きく変わっていく要素になるんだろうと私は思っています。

そういうことでぜひ、私何か発言していると病院を責めるような形でとられると思いますが、それだけでなく、やっぱり町長を筆頭にしながら、やっぱり国保の患者さんを余りほかへやらないで町内でとにかく、今町長さんが言ったように、薬だって函館市の薬もここの病院の薬も同じわけですから、ただね、何となく函館市の薬はきくような感じもするんですよ、いいんだか悪いんだか知らないけれども。そして、何だか毎日家のほうにバス迎えに来て、本当にあの辺から連れていくんです。そして、行って何をやってくるんだといえ、1分か2分かさわっただけだということだよね。それでもやっぱりいいんですよ。何だろうね。だからその辺のところも、

議 町 長 長	やっぱり実際は町民みんなで病院を守っていくんだという、そういうさっき町長が言ったようなPRもきちっとした中で、そうでないと病院が存続できないぞというぐらいのことをやっぱり発信すべきだと思いますね。 そんなことで、お互いにやっぱり病院を守りながら町民の健康を守っていくという、そういうことで。けども、やっぱり2億数千万円、毎度毎度これは当たり前だというような感覚で一般会計から持ち出すということは、やっぱりなかなかできかねる時代も来るといことも頭に入れてほしいなと思います。 そういうことで、よろしく願いをしたいと思います。何かしゃべると、森さんばかり、事務長、何かきつくなってきたな、顔がな。だから、そういうことで、責めているわけじゃないんです、前向きで私議論したつもりでいますので、お願いしたいと思います。何かありますか。反論でもどうぞ。 町長 反論は全くございません。今、山崎議員が言われるようにやはり地域のほうから、そして議員さんのほうからも、患者さんは厚沢部町の国保病院を活用すると、こういう考え方の中で町民の方々に御指導いただければありがたいと、こういうふうに思います。 いずれにしても国保病院、私は病院という名のもとで残るか、診療所というもとで残るかわかりませんが、この町に病院がなくなったら、まず町の機能が薄れるという感覚でありますので、そういう中でぜひ議員の皆さん方に大いにこの辺の御支援をお願いをしたいものだ。我々もここの病院を守るためには必死で対策を練りながらこれからも進めてまいりますので、よろしく願いをしたい、こういうふうに思います。
-------------------------------	---

議	長	ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１４号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１４号平成２９年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１３ 議案第１５号厚沢部町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。（議長、６番、午前中の回答はの声あり）
議	長	そしたら、議案第１５号の前に保健福祉課長からの答弁をお願いいたします。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		介護会計の関係の審査支払手数料でございますが、予算当初３７万８，０００円、これにつきましては、６，０００件分の審査件数を見込んでいたものが、この年度末ですが約５，１００件ほどに件数が減った分でありまして、この介護審査支払手数料、これにつきましては、介護事業者がそういう介護の認定者がサービスを受けると、サービスを受けて、その請求を国保連のほうに請求します。そうすると、国保連のほうでは、町からその介護者、介護度幾つとか、それを町のほうから情報を得ながら、この請求が合っているかどうかとか、そういう審査をするのがこの審査支払手数料であります。単価につきましては、１件６３円ということになっております。

議	長	よろしいですか。（はいの声あり）
議	長	それでは、厚沢部町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総 務 政 策 課 長	長	議案第 1 5 号の厚沢部町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。
議	長	9 番、山崎議員
山 崎 議 員	長	私、この条例改正ということに対しては異議ありませんけれども、ただ一つ、こういう移住体験施設という場所がつくられるわけですから、例えばただその施設じゃなくて、施設何とかという名前をつけたほうが。例えば、ここであれば特養老人のゆいま〜るという名前ついていますね。あっさぶ荘であればあっさぶ荘という名前がついています。何とか施設で終わるんじゃないくて、何とか施設何々とかという、そこまでの発想というのではないんですか。私はできればそういうふうなのでやったほうが、場所をアピールする意味ではいいような気がします。そして、例えば厚沢部移住体験施設何々とかという、そういうような名称のつけ方のほうがいいような気を今考えているんですが、そういう発想はなかったですか。
議	長	副町長
副 町 長	長	行政なものですから、つついこういう名前をつけてしまったというか、行政的にはこれでいいと思いますけれども、今議員おっしゃるとおり、通称名でもう少しわかりやすいほうがいいのかなと。我々もこれ A がどっちだったか、B がどっちだったかというのを即座にピンと来ないと

		いうのもありますから、レクの森なんかはちゃんと一つずつにたしか鳥の名前だとか何かついてるので、そういうのも含めて、条例は条例としてこのままお願いしたいんですけども、通称名というのはこれから考えて、やわらかい、親しみやすい名前を考えて、通称で呼ぶほうが多くなるのかなという気がしております。
議	長	ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１５号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１５号厚沢部町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１４ 議案第１６号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長		議案第１６号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。

議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１６号、原案どおり決したいと思います。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１６号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１５ 議案第１７号厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保健福祉課長		議案第１７号の厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１７号、原案どおり決したいと思います。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１７号厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正す

議	長	る条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１６ 議案第１８号厚沢部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
保 健 福 祉 課 長	保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長
		議案第１８号の厚沢部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。厚沢部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１８号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１８号厚沢部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１７ 議案第１９号厚沢部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長

保 健 福 祉 課 長		議案第 1 9 号の厚沢部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 1 9 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 1 9 号厚沢部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 8 議案第 2 0 号厚沢部町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		議案第 2 0 号の厚沢部町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。厚沢部町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	それでは、質疑を終結します。

議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２０号、原案どおり決したいと思います。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２０号厚沢部町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	議事の途中ですが、１４時３０分まで休憩します。（１４：１３）
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。（１４：３０）
議	長	議事を続行いたします。
議	長	日程第１９ 議案第２１号厚沢部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保健福祉課長	長	議案第２１号の厚沢部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。厚沢部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、質疑ありませんか。
議	長	１０番、佐々木議員
佐々木議員	長	この条例に関してはどうのこうのということはないんですけれども、この条例制定において介

	護サービス、例えば社会福祉協議会で新たに何かやらなければならないことが発生するのかなどなのか、現状とどういうふうな変化といたしますか、そんなようなことが生じるのか、その点についてお願いいたします。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保 健 福 祉 課 長 この条例につきましては、第 2 0 号の厚沢部町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等を定める条例の一部改正、この中に指定居宅介護支援事業者等の指定云々という規定を加えたもののその基準を定めたものでありまして、社会福祉協議会等とはかかわりはありません。
佐 々 木 議 員	だから、今現在やっているサービスに新たに何か加わるとか、現状のまま条例が市町村に移管されたものなのか、その辺、この条例においてどういうふうなサービス内容が変わるのか、何ら変わらないということなのか、ただ単に町が条例制定しなければならないということで制定したのか、その辺のことです。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保 健 福 祉 課 長 この条例につきましては、今まで道のほうで条例を持っていて、それが 3 0 年 4 月 1 日以降は道ではこの条例を使わないで各町で持ちなさいと、そういうことで内容等をそのまま基準を当てはめていると、そういうことです。
議 長 佐 々 木 議 員	何ら内容は変更はないということですね。 わかりました。
議 長	ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議 長	それでは、質疑を終結します。
議 長	討論に入ります。（ありませんの声あり）

議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 2 1 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 2 1 号厚沢部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 2 0 議案第 2 2 号厚沢部町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	議案第 2 2 号の厚沢部町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。
議	長	9 番、山崎議員
山崎議員	員	実は町の指導を利用させてもらってアスパラの栽培をしている方もいるんですよね。それ大量に水を使って栽培する作物でありますから、それがこういうふうに料金が上がると大変経営に響くという状態なので、何か特段の御配慮できればなと思っています。だから、何か松村さんあたりが、あのくらいの面積でアスパラは水を散布して芽を出させるようにして収穫を持ち上げるといことなので、物すごくやっぱりコストの面としては水道料金がかかるんですよね。水の便が悪いところは町の水道を利用させてもらっていると、そういうところもありますので、できればいろんな形で何らかの軽減措置とかいろんなことを考えられませんか、ちょっとお伺いしたいと

議 長 建 設 水 道 課 長	思います。 建設水道課長 ハウスとかに使われている水だと思うんですが、この中では一番専用、要は住宅用の料金をいただいて、農業用という料金はございません。というのは、年がら年中使っているわけじゃないと思うんですね。それで、ある時期になったらあけてくれ、ある時期になったらとめてくれと言われて、その都度行ってとめて、それで使わない期間は料金も発生していないというような状況で、それをこの区分の中で農業用といってハウスだけに使うんじゃないでなくて違うものにも使われちゃうと、これそういう区分にならないので、ちょっと曖昧なところが出てくる。今回の町政要望でも同じような要望が出てきていたんですが、役場のほうとしましては、現行の今のこの料金体系を今のところ変える予定についてはないという、それでその都度、使う都度あけたり閉めたりして対応しているというような状況でございます。
議 長 町 長	町長 9 番議員、いいですか。今農業専用のハウス用のかん水ということですから、確かに町内多いわけです、そういう方がね。できればこういう条例の中で適用させるというのは、期間的に、一時的にやるものですから臨時用というものにはなるんですけども、ただそこで使う方々がそれ専用のメーターをつけなければ、ハウスに幾ら使って家の中で幾ら使ったか、ラインがわからないわけです。ですから、それまでするかという問題が出てきますけれども、もしメーターをつけるといふのであれば、この臨時用というものが一定の期間だけの話になりますけれども、そういう活用。これはね、高いものをつくるんだから、高い水を使うんだね。だから、それは農業かん水という中でも特別な水を使うわけです。この中では松村さん、山崎さんは水をたらふく使っ

議 長 佐々木 議員	ているほうだと思うので、これはそういう水を使うとすれば、こういう中で扱うより方法がないんだろーと思います。あとは、メーターが全く別でなければ家庭用と区分できませんので、これがちょっと工場用なんていうのはもう完全に別個につくっていますから、メーターつけていますから、そういうことは明確に扱えるというふうになりますけれども、そういう点がもしハウス農家ができるんだとすれば、これはやれるだろうし、本来ハウスのかん水というのは畑かんという、畑かんの中でやるべきが本当の正論なんですけれども、皆さん方ハウスというのは自宅のそばまで持ってきているでしょうから、なかなか畑かを使うということにならない。とすれば、こういうもので対応していただくという方法よりないということを理解していただきたい。 10番、佐々木議員
議 長 建設水道課長	再度確認したいのは、値上げ幅は何パーセントで、よく言われる標準世帯の1カ月の水道料金は幾らになるかということで、議員協議会でも説明あったんですけれども、再度よろしく願います。 建設水道課長 値上げの幅ですが、おおむね20パーセントです。というのは、前に議員協議会で御説明したとおり、昨年からの7年間の事業で約21億円の工事をやると。その21億円で国庫補助金だとか道営分だとか、そういうもので町単独で出ていくお金とかを勘案して、それで値上げ料金の幅を決めさせていただいて、本来であればもう少し値上げしなければならないところ、40パーセント程度値上げしなければならないところですが、他町の例えば置戸町だとか、それから足寄町、それから釧路市だとか、その辺の行政市とか、今年値上げするところが大体おおむね北海道新聞からの情報ですと大体20パーセントということで、町長の方針にもありましたように過度

議 長 議 長 山 崎 議 員 議 長 建 設 水 道 課 長	の過重な値上げ幅にならないようにということで、２０パーセントの値上げ幅にさせていただきました。 それで、普通の家庭世帯ですと１５立米を使います、で、平均で出しております。１５立米で普通世帯家庭だと、今２，２４０円支払っている水道料金が２，７５０円ということになりまして、５１０円の値上げ幅、水道料金です。次に出てきますけれども、下水道も加わるとその倍になりますので、１，０００円の月値上げになると。普通の家ですと５００円ということで、２０パーセントの値上げ幅となっております。 以上です。 ほかに質疑ありませんか。 ９番、山崎議員 浴場、お風呂がもう３，５００円ということになる。ということは、家庭というよりも、例えば温泉、うずら温泉なり上里温泉というのは大量にやっぱり水を使うだろうと思うんですね。そういうお湯、それが２０パーセントになれば、例えば水道料とかそういうのはどのぐらいのアップになる計算になりますか。 建設水道課長 うずら温泉のほうは所管じゃないので何立米使っているかというのはちょっとわからないんですけど、うちの上里の温泉ですと、今大体月額３万円から４万円ほどの水道料金を払っていて、そのやっぱり２０パーセントですから、約８，０００円くらいの値上げになる予定です、月額ですね。この間もそういう料金の値上げのこともあるので、水道の節約ということで、ちょっと水風呂なんか、今水風呂をちょっときれいにするのに結構まめに水を取りかえたりしている
--	--

		んですけれども、それを余り入らなかったときには１日置きとかというふうにして、多少水の節約もしていこうかなというふうなことも考えております。上里温泉いこいの家については、そのような形になっております。 以上です。
議	長	農林商工課長
農 林 商 工 課 長		うずら温泉につきましては、手元に光熱水費のデータはあるんですけれども、水道料だけのデータがないものですから、後ほど回答させていただきたいと思います。
議	長	ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２２号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２２号厚沢部町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２１ 議案第２３号厚沢部町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建 設 水 道 課 長		議案第２３号の厚沢部町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長	の制定について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
只 野 議 員	7 番、只野議員
	附則に 3 0 年 6 月 1 日から施行するとなっているんですけれども、それじゃ第 1 回目の徴収する日にちというんですか、6 月中に第 1 回目の徴収となるんですか。
議長	建設水道課長
建設水道課長	先ほど水道料金改正の可決をいただきましたので、この内容について各戸に配布、3 月末と 4 月に 2 回、それから広報でもお知らせする予定で、その中にも 6 月 1 日からどういう形でということを行うんですけれども、5 月 2 5 日前後に検針いたします。それで、6 月に入って調定を起こして、そこで料金が確定するんで、その時点で今のこの改正された料金体系、6 月 1 日以降調定された額で調定するものなので、その 5 月 2 5 日前後に検針するものでこの新料金の体系になります。これについても、今のこういう形になりますよというのは、各戸配布でお知らせする予定にしております。 以上です。
議長	ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議長	それでは、質疑を終結します。
議長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議長	討論を終結します。
議長	議案第 2 3 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２３号厚沢部町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２２ 議案第２４号移住体験住宅の指定管理者の指定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長	長	議案第２４号の移住体験住宅の指定管理者の指定について、御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	１番、中山議員
中山議員		素敵な過疎のまちづくり会社がこれを管理するわけですが、管理内容はどんな管理内容になっていくのか。そして体制としてのニーズはどの程度あそこの管理に対して人数係るのか。今の素敵な過疎の体制の中でできるのかどうか。それについて説明していただきたいと思います。
議	長	総務政策課長
総務政策課長		まず、新しい上里の移住体験住宅４戸につきましてですけれども、収支的には５カ月間で４棟使いまして収支の計画では２００万円程度を見込んでおります。このうち利用料金等、経費から差し引いた分が指定管理料として約４８万円という一応計算で、新年度のほうですけれども計上してございます。
		それから、旧コミュニティセンターにつきましては、収支計画では６５万円程度で、利用料を差し引いた分で指定管理料として１５万円を予算計上しているところでございます。

議 長 副 町 長	また、人員の関係はということでございましたが、一応素敵な過疎づくりの職員の人件費で1日当たりの単価掛けることで、どちらも約1カ月、30日程度の人件費を計上して収支を計画立てているところでございます。 副町長 素敵な過疎づくり会社、今移住ちょっと暮らし住宅を今4棟プラス上里の水没したところも賃貸しながらやっているんで、5棟ほど今運営しているところでございます。ただ、一般質問の中でも回答いたしました、もう4棟の建設協会が持っている住宅については8年目にもう今年度なるわけで、もう返していただきたいということで、それぞれ返すことになっております。ですから、今1棟、去年まで使っていたのが1棟しかない。今これで5棟ふえるわけでございますが、もう既に1棟は移住者が来ておりますので4棟で、去年まで使ったやつと合わせて5棟ということなので、去年と同じくらいの仕事量になるわけでございますから、十分それは過疎会社のほうで対応できるということで指定管理を受けるという届け出もありましたので、体制的にも今の体制で十分可能なんだろうと思います。
議 長 中 山 議 員	1番、中山議員 その管理内容というのは、具体的にどういうことを今素敵な過疎の人が、今度、今までとはちょっと体制が違うんじゃないかなと思うんですよ。ということは、今までやっていたことじゃなくて、新たにやらなければ駄目なことも出てくると思うんですよ。ということは、今の体制、素敵な過疎の体制が、聞いているところでは7月に1人協力隊がやめるということになると、果たして今の体制の中でやっていけるのかということなんだよね。一般質問の中でも話しましたがけれども、道の駅のほうも今度やっていくと、そうなったときのこの素敵な過疎の人数、体制は

議 副 町 長	果たして大丈夫なのかいということを心配するんですけども。その辺もうちょっと上里の移住のほうの管理と、それから道の駅の管理、あそこ運営していくわけですから、それをミックスした中で考えていかないとなかなか大変だと思うんですよ、素敵な過疎のほうが。社長もやっぱり出ていかないと間に合わなくなってくるかもしれない。そういうようなことじゃなくて、体制をきちっと、やっぱりもうちょっとやれるような体制にしないと、これ農産物のほうもあるわけですから、これは大変だと思いますよ。その辺について、もうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。 副町長 実際、ちょっと暮らし住宅の対応については、前と変わらないわけでございます。一番大変なのは、受け入れるときと出ていったときの清掃ということでございます。ですから、そんなにも総棟数が同じですし、特に荷重がかかると、今まで以上にかかるということにはならないのかなと思います。 それと、道の駅との関連でございますが、今の道の駅というか観光協会に勤めている人たちが、そのまま過疎会社の中と一体となってやるわけでございます。ですから、総体の人数については変わらない中で効率的にできるのかなと思っております。 ただ、1人、7月にやめるという、それは私も聞いております。そこで、地域おこし協力隊で1人募集、札幌市に住所のある方がまちづくりについて、過疎会社についてやってみたいという方がおります。その方と本当はこの間の3月2日に面接する予定だったんですけども、悪天候の中でまだ面接しておりませんけれども、その方が活躍できるというふうに判断するのであれば、その方に来てもらえるのかなというふうに思っておりますので、その穴埋めも可能なのかな
----------------	--

議長 山崎議員	と思っております。 9 番、山崎議員 まず 1 つ、頭のちょっと整理をしなければならないんだけど、この移住体験住宅というのは、我々はちょっと暮らしと、そういうようなイメージは全然今までなかったんですよ。モデルというのはなしでやっている、そういう高齢者の人方はそこでもう生活してもらうんだと、年中生活してもらう、そういう場所を提供するという意味での我々は今までいろいろ議論してきたというふうに思っている。ここに来まして、今度こういうちょっと暮らしという、そういうことなんで、これこういうふうになったというのは私の勘違いでしょうか。それと、また、当初はこれを指定管理ではなくて、やっぱり 2 5 0 万円のお互いに出資をしながら、C Nとかそういういろんな形で会社というか、そういう形態をつくるということで我々は説明受けたんですが、そういう姿がだんだん見えなくなってしまった。その背景、それと、あそこのあの上里の場所は 4 軒、5 軒でこれじゃなくて、もっともっと施設をつくって住宅をふやしていく、そういう構想で我々も話を進めてきたつもりでいるんですけども、その辺のところが全然もう形が見えなくなってきてしまったという、その背景には何かがあるんでしょうか。それとも、C Nの関係とか、何かがあったんでしょうか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。
議長 副町長	副町長 この間の補正予算の中でも説明させていただきました。当初、1 年前のこの 3 月定例会におきまして、センターや移住体験住宅の整備の予算を繰越明許という形で上程させていただいたところでございます。そのときには、民間会社との合意の上ということで、その隣にサ高住 1 0 棟、当面 1 0 棟建てる。その前段というか、その体験をできる場所と、移住のちょっと暮らしとい

議長 山崎議員	うか移住を体験できる場所として町が整備すると。本当のというか、サ高住については民間会社が整備するという合意の上で進めてきたところでございます。6月には民間会社との協定を結んで、その辺をきちんと確認したところでございますが、民間会社いわく、最大のネックというのは、サ高住を運営するためには社会福祉法人化が必要でございまして、それを新たに立ち上げるということでございましたが、なかなか時間がかかるということで、現在ある社会福祉法人に資本投資をして経営権を獲得するというところで、実際に8月には島根県にある社会福祉法人の経営参加をして経営権を握っております。そこまではよかったんですけども、その経営権を握った社会福祉法人の経済的な立て直しにかなり時間を要しておりまして、まだ少しその辺も整理がついていない状況でございます。 そのため、11月に民間会社の社長が来庁し、サ高住の計画については1年先延ばしにしてほしいという旨の要請がございました。そこで、今まで補正で地域おこし協力隊や新しいまちづくり会社の設立も予算化させていただいたところでございますが、1年先延ばしするのであれば、それはそれで町のほうからは一切の支援はできませんということで今回の補正で落とさせていただいたところでございます。地方創生の交付金も入っている事業でございますので、その辺全く違った使い方ということにはならないわけでございます。ちょっと暮らしというか移住体験というか、そういう形での使い方ですので、その辺もクリアできるということで過疎会社に指定管理して、そういう使い方をしてもらおうというふうに考えて進めているところでございます。 9番、山崎議員 そうすると、1年先延ばしということでありますから、1年後には当初我々がイメージしたようなそういう事業展開はなし得ることというふうに理解してよろしいんですか。何かしら相手方
--------------------	--

議 長 総務政策課長 議 長 町 長	がだんだん逃げ腰になっていくような、そういう感じを受けるんですよ。 私もきのう一般質問しましたがけれども、地方創生、地方創生と言っても、その効果は何も出てこないんじゃないかと私は考えているんです。だって、ちょっと暮らしたって、もう何年もたっているわけでしょう。だけど、そういう効果があってこそ、1件、2件移住というのも成果が出てきたのかもしれないけれども、我々が考えていたほどのやっぱり効果というのは何か弱いような気がします。それで、それがまた今度5年間もそういうような形でやることによって、何かしら行政の荷物になるような格好になれば困るんで、次年度、これぜひその辺のところはきちっとした指導をしてほしいと思う。 それで、1つは、ずっと私気になっていたんですが、指定管理のそういう協定を結ぶわけですから、管理料というのが必ず発生すると思うんですが、それはどのぐらいの計画で、そうすると経営的にはプラス経営できるんですか。それともまた、場合によっては、指定管理というのはその時点、時点において管理料というのは物すごい変化するわけありますので、そういう要素も含んだような形の考え方をしているんでしょうか。どのぐらいの管理料というものを想定していますか。 総務政策課長 試算でございますけれども、コミセンも含めまして63万円の指定管理料で予算計上しております。 町長 今、山崎議員が大変心配していることだと思うんですが、今回この移住体験住宅ということでA1、A2、それからB1、B2、C棟、こういうふうな中で、今設置している住宅4棟と、そ
--	---

れからC棟という同じ場所にコミュニティセンターが今管理を受けるということ。旧コミュニティセンターはおわかりだろうと思います、もともとの上里の道路縁の集会所、あれを改修して今一緒に使うと、こういう考え方であります。A、Bこの4棟、4棟につきましては移住対象者を主流として、あそこへ来ても頭隠すところないわけですから、まず受け入れしますよと、こういう関係のものであります。今移住体験住宅を会社が受け入れるのには、これはちょっと暮らし住宅にかわって今一緒に受けるということですから。

ただ問題は、これをつくる時点では、先ほど山崎さんが言われるように、今の民間の施設と同時に走りますよということの計画でつくった、実はそういうことで進んだわけでありすけれども、先ほど副町長から言ったように、会社のほうからの1年後ろへ、こういうふうな申し出がありまして、今1年おくれて入ってくる事業ということで、我々は今前段にこの4棟が先に走っていると、こういうことでありますから。問題は、この4棟走って、1棟についてはもう既におとしからもう既に厚沢部町に移住したいという方が札幌市からおいでになって、そしてもうどうしようもなく、大変高い利用料ですけれども、ちょっと暮らしのC棟に今お住まいされていると。これが完成するとすぐ移るわけですから、そういう方が1件と、あと、入ってくる方々を3棟が向かい入れると、こういうことになるわけです。その方々をそういうところで住まわせておきながら、サ高住が完成するのを待つという格好ですから。

サ高住につきましては、実は昨年から、1年延ばすというその話が来たときから、私は強い口調で、会社が我々との約束を破るということについての強い私は言葉を投げかけております。その会社は今盛んに、この前の2日に、ぜひ町長と面談したいというふうな連絡が入りましたけれども、ちょっと会わないと、もううんと待たせてやろうと思ったんですけれども、ところが運よ

議 長	く吹雪で、飛行機でも汽車でも来られないということになって中止になりまして。今、今度20日にぜひ会いたいと、こういうふうなことで今連絡が来ています。盛んに今積極的に向こうが動き出してきているというのは、その中には建設屋さんもう既に一緒に行動しているという話、情報が入りましたので、もう待ったなしで動くだらうなというふうな予測をしております。そんなこともありまして、今1年おくれたけれども、これらについては民間のほうは早々に動くというふうな捉え方をしております。 万が一これで20日に変な話になった場合には、私はもう既にサニーヘルスという会社ともう一つ同じような名目の会社、2社にアタックしております。その会社がもし今のが微妙な話になると、私はすぐ切りかえてしまうと、こういうふうな考え方を持ちながら今進めているところです。この8月に来て最終的な結論は恐らく出るんだらうというふうに思っております。その中でサ高住というものの動きをするであろうと。 ただ、問題は、社会福祉法人、あるいは会社をつくるとか、向こうの言う事柄が同時発車できるかどうか、これは疑問です。同時発車できなくてもサ高住さえ先に動いてしまえば、これはまあいやが応でも向こうが動いてくるだろうと、こういうふうに思いますので、そういう面で、せっかく私どもも計画して予算を持ったものを今回の補正で落としたというふうな、こういう経緯があるわけですから、この経緯というものは十分民間のほうには強く伝えながら、もう待ったなしですよということの進めをしたいと、こういうふうに思っております。 いずれにしてもこれは大きな事業になるわけですから、私どももサ高住の積極的な引っ張りは今以上に強く考え方を伝えたいと、こういうふうに思っております。 9 番、山崎議員
------------	---

山 崎 議 員	今町長がおっしゃいましたように、この移住体験住宅、この事業というのは大変大きな重みのある事業であると思うし、ある意味ではこれは地方創生の補助も入っている事業でありますから、国の施策としてはこういうことをやりながら地方が元気になってほしいという、そういういろんな思惑がある事業だと思います。 しかし、私ちょっと引かかる点があるんですが、実はこれは町長の耳にも入っていると思うんですが、厚沢部町の町長は渋田正己であります。そして、それを受ける側も、今ここで指定管理者になる素敵な過疎株式会社代表取締役が渋田正己であります。両方ともそうだね。そこで、ちょっと私は疑問に思ってちょっと議長のほうにお願いして調べてもらったんですが、それはあれですよ、別に法的には抵触するというようなことではないようなんです。地方公共団体の長が取締役を兼ねることができる法人、地方自治法第142条に規定する当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が出資金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人、これは町長が社長にもなれるんですね。 ところが、私がそこでちょっと疑問に思っているのは、今指定管理でさっき質問しました、そこで管理料が発生するわけですね。片一方は出すほう、片一方はもらうほうも同じ町長だよということで、私どもはかつていろいろ管理・監査やった経験上から言うと、指導を受けているのは、やっぱり利益相反、取引に抵触するという場面もあるよと。だから兼職はやめなさいとか、いろんなそういう指示を受けてきました。この場合は、町長、町長と社長とこういう同じ人が兼務するということに対しては、多分何かの契約するときに、やっぱり私はよくないと思うんですよ。それと、やっぱりここで利害関係が発生した場合はどうなるんですか。だから、その辺のところは私どうも整理がつかないんで、町長なり副町長のほうから、何かしらのきちとした御指
---------	---

議 町	長 長 導があればというふうに思います。 町長 今、会社の社長が町長であると、同一人物の契約であろうと、こういうふうなことでありますけれども、これは自治法上許されている法令であります。これは、今、山崎議員が言われたように、その会社の2分の1以上が町の出資以上、うちの場合は全額ですから、これ100パーセント出資の会社であります。全然これについては問題ない。 ただ、問題として皆さん方が疑問に思うような、町長が町長の入札に入ったら当たり前だろうと、とるだろうと、こういう疑問、これの扱いというのは、我々は自治法上はフリーであっても、我々は町長が入札予定価格をつくるんでないんです。町長がその入札に入る場合には、町長の入札価格ではなくて、副町長が入札価格の設計中身に入る。町長は一切それに入らないで、入札へ入って、仮にとりますと、執行者は町長と、こういうことになるわけですから。そういうふうな疑問を持たれないような一つのそういうルールを持ってやっているわけです。ですから、自治法122条の中で、施行令22条であります、その中では問題ないと、地方自治法。これは振興局のほうにも担当のほうは確認をしております、全然問題ないということの回答をもらっていますから、私らは町の事業を素敵な過疎づくり株式会社が受けることについては、十分にその辺を踏まえた中で進めておりますので、何ら問題ないというふうなお答えをしたいと思います。なおまた、この指定管理につきましても同様の考え方であります。
議 議 議	長 長 長 ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり） それでは、質疑を終結します。 討論に入ります。（ありませんの声あり）

議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２４号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２４号移住体験住宅の指定管理者の指定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２３ 議案第２５号うずら温泉宿泊施設の指定管理者の指定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長	長	議案第２５号のうずら温泉宿泊施設の指定管理者の指定について、御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	９番、山崎議員
山崎議員	議員	私は宮川代表取締役と指定管理者契約することには、異議ありません。ただ、１つ問題は、今、うずら温泉の関係でちょっとお話ししたいと思います。実は先ほど言いましたように、まず水道料金が上がるということでコストかかるだろうと、そういう懸念がまず１つあります。それと同時に、今私はありがたいことに温泉を利用させていただいておりますが、この大雪のために屋根から物すごく水が漏れてきているんです、屋根のほうから。もう玄関に入ってくると、バケツ２つ、３つあそこに並んでいました。そうしたら、上のほうから、上の雪解けのものが伝わってきて、どんどん落ちてくる。内側の壁というんですか、それが水の下あたりで落ちてきているんですよ。そういう危険なところ、玄関です、玄関、そういうのがあります。

議 長 農 林 商 工 課 長	そして、ちょうどたまたま宮川さんとお会いしまして、ちょっと見てくれといたら、2階のほうに行ったら、宿泊する廊下にもいっばいたるが並べてあるんです。ぼとぼと落ちてくる。そして、火災報知機がその水を検知して鳴ったんだと。それを外してしまっているんだと。そういう状態でありますから、やっぱり宿泊施設ですから、そういうことではやっぱり広くの多くの方々に利用させるということにはなりませんので、ぜひそれは早急に対応しなければならないなと思っております。 それと同時に、あと問題は管理料ですよ。だから、それがどういうふうな形で宮川さんは考えているのか、それはちょっとわかりませんが、それは予算の中で検討すればいいと思うんですけれども、何かしらそういう事情、変化が今発生していますので、その辺のところも十二分に考慮してほしいと思います。 宮川さんとの指定管理を結ぶということについては、私は異論ありません。 農林商工課長 うずら温泉の水漏れにつきましては、昨年秋の低気圧の接近による暴風雨の際に、浸入箇所は不明なんです、玄関の上部のマットといいますか、材質は紙でできたものなんです、それが剥がれ落ちるという事故がありました。 もう一件、山崎議員が言われたように、2階の客室の天井部分に漏水が出まして、その原因につきましては、天井屋根の部分、屋根については無落雪構造をしております、どうもその雪の重みで屋根の遮水をしている部分が外れて、その間から暖気で水になったものが解けて屋根を伝って、報知機に漏電して鳴ったという事実がございました。火災報知機につきましては、もう宿泊業のほうで大変重要な施設の一つでありまして、漏電した1カ所のみだけは外しまして、ほ
----------------------------	--

議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２６号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２６号まちなか交流センターの指定管理者の指定について、原案どおり可決されました。
議	長	それでは、議事の途中ですが、１５時５５分まで休憩いたします。（１５：４３）
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。（１５：５５）
議	長	議事を続行いたします。
議	長	日程第２５ 議案第２７号町道路線の変更について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課	長	議案第２７号の町道路線の変更について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２７号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	あり)
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 2 7 号町道路線の変更について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 2 6 諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	町長
町	長	諮問第 1 号の人権擁護委員の推薦につきまして、下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりました。
議	長	お諮りします。本件につきましては、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますますが、これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議	長	諮問第 1 号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり、厚沢部町本町 1 2 9 番地 1、太田滋子氏、昭和 2 9 年 8 月 6 日生まれ、6 3 歳を人権擁護委員として推薦することに賛成の方の御起立を求めます。（賛成者起立）
議	長	起立全員であります。したがって、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり可決されました。
議	長	ここで、先ほどの山崎議員のうずら温泉施設の水道料についての質問に対する答弁を農林課長

議	長	より求められておりますので、これを許します。
農 林 商 工 課 長	農 林 商 工 課 長	農 林 商 工 課 長 先ほど議案第 2 2 号などの給水条例に基づく、うずら温泉の使用量につきましては、1 年間で約 9, 6 5 0 立米ほど使っております。料金につきましては、約 9 4 万円。そこから大体 2 割増しとなりますと、大体 1 8 万円ちょっと増加するものというふうに思われるところでございます。
議	長	以上でございます。
議	長	日程第 2 7 意見書案第 1 号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書について、議題とします。
議	長	お諮りします。意見書案第 1 号については、議会運営委員会で協議し、提出することに決定しております。
議	長	したがって、あらかじめ配付しておりますので、朗読及び質疑、討論を省略して、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、意見書案第 1 号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 2 8 報告第 1 号各常任委員会所管事務調査の報告について、議題とします。
議	長	初めに、総務文教常任委員会第 3 回所管事務調査報告について、委員長の報告を求めます。
議	長	9 番、山崎委員長。
総 務 文 教 委 員 長	総 務 文 教 委 員 長	当委員会が行った所管事務調査事項について、会議規則第 7 7 条の規定により報告をいたします。

す。

調査月日は、平成３０年１月２３日、１日間です。

調査項目は、総合給食センターの現地確認と運営状況について、統合中学校校舎の現地確認についての２点であります。

調査委員は、山崎、下川部洋伸委員、佐々木宏委員、浜塚久好委員の４名であります。

それでは、調査結果について報告をいたします。

総合給食センターの現地確認と運営状況について報告をいたします。

総合給食センターについて現地確認を実施し、運営状況について資料により説明を受けました。

学校給食については、１日約３５０食、高齢者宅配弁当については１日約５０食、また、平成３０年からは保育所給食を１日約１００食提供することであり、災害時の炊き出しも含めると、最大で１日約１，０００食の調理が可能とのことでありました。

食材についても地元産の使用量が半分以上であり、北海道産も合わせると、ほぼ１００パーセントとなっております。今後は町内の関係団体とも連携をして、コストを下げる食材調達も検討すべきであると考えております。

食材の調達については、学校給食は町が発注し、高齢者宅配弁当についてはハーベスト株式会社が発注しているのが現状であります。保管庫、調理場所は分けているとのことであるが、建物が明確に分離されていないので食材の混同または流用されることがないように、発注、納品の確認及び食材の管理は特に厳格に行うべきであるというふうに考えております。

２番目に移ります。統合中学校校舎の現地確認について。

議 長 議 長 産業厚生委員長	平成３０年４月に町内の３中学校を統合しスタートします厚沢部中学校校舎の現地確認を実施しました。建設後約４０年が経過し、外壁、内装において多くの場所で劣化が見られ、老朽化が相当進んでおります。平成３０年度で外壁塗装を実施するとのことではありますが、校舎の継ぎ目部分などが雨漏りしている箇所もあり、早急に対処する必要があります。当面は現校舎を使うことが予想されることから、今後は大がかりな修繕も必要な時期と考えられます。 以上であります。 それでは、次に、産業厚生常任委員会第３回所管事務調査報告について、委員長の報告を求めます。 高田委員長 産業厚生常任委員会第３回所管事務調査について、報告をいたします。 調査項目につきましては、総合給食センターの整備、運営、配送事業の進捗状況ということでございますが、ただいま発表いたしました総務文教の調査とほぼ重なってございます。同じ内容にならないよう、簡潔に報告をいたします。 なお、同じ内容なのに、じゃ同時にということで話もあったんですが、実は当委員会は移住体験住宅の現地調査ということも項目に入れておったんですが、調査日がまだ時期が尚早ということで後の調査ということで、今回は総合給食センターのみということになりました。 報告いたします。 調査年月日、平成３０年１月９日、１日間。 調査項目は、総合給食センター整備、運営、配送事業の進捗状況について。 調査委員は、委員長、私、副委員長、松村、委員が中山、只野ということで実施いたしまし
--------------------------------------	--

		た。 内容については、調査結果。 総合給食センター整備、運営、配送事業の進捗状況についてということで、総合給食センター整備、運営、配送事業の進捗状況について、資料により大変詳しく説明を受けました。現在、学校給食、高齢者宅配弁当を提供しており、平成３０年度からは保育所給食も開始するということでございます。 学校給食、高齢者宅配弁当ともに好評とのことであり、今後も栄養教諭や栄養士、調理員等との連携を密にするほか、学校や保育所から定期的に情報収集を行い、適切な運営を望むところがあります。 以上です。
議	長	以上をもちまして、各常任委員会所管事務調査報告について報告済みとします。
議	長	お諮りします。日程第２９ 議案第１号から日程第３５ 議案第７号までの７件の平成３０年度厚沢部町各会計予算を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、日程第２９ 議案第１号から日程第３５ 議案第７号までの７件の平成３０年度厚沢部町各会計予算を一括議題とすることに決定しました。
議	長	お諮りします。ただいま上程されました平成３０年度厚沢部町各会計予算の審議については、議長を除く８名による議会予算審議特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議会予算審議特別委員会を設置し、これに付託の上、審議

議 議	することに決定しました。 ただいま設置されました議会予算審議特別委員会の正副委員長の選出方法についてお諮りします。選出方法は指名推選とし、指名については議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	議長 異議なしと認めます。したがって、議会予算審議特別委員会の正副委員長の選出方法については指名推選とし、指名は議長において指名することに決定しました。
議 議 議	議長 議会予算審議特別委員会の委員長に下川部洋伸議員、副委員長に松村松雄議員を指名します。 議長 ただいま議長が指名のとおりに決することに御異議ありませんか。（異議なしの声あり） 議長 異議なしと認めます。したがって、議会予算審議特別委員会の委員長に下川部洋伸議員、副委員長に松村松雄議員と決定しました。
議	議長 ただいまから、議会予算審議特別委員会のため、本会議を休会します。（１６：１３）